



# ロータリー財団 ハンドブック

2016-17 年度用

国際ロータリー第2790地区  
地区ロータリー財団委員会

# ロータリー財団 ハンドブック改定にあたり

2016-17年度 ロータリー財団委員会  
委員長 宇佐見 透

2013-14年度に未来の夢計画（Future Vision）が導入されて3年が経過しました。この間、新システムについての関心は高まり、活用知識について多くの質問が寄せられ、財団についてより分かりやすい解説書を望む声が多くありました。2790 地区財団委員会は会員の皆さんがロータリー財団に深い関心を寄せておられる姿を目の当たりにして、充実した委員会活動を目指し、ロータリー財団ハンドブック 2016-17 年度版を発刊しました。この冊子は国際ロータリー第 2790 地区ロータリー財団解説書として、2016-17 年度補助金管理セミナー及び地区研修・協議会テキスト用に編さんしています。皆さんが本書を精読され活用頂ければと思います。

未来の夢計画の実施により、財団の仕組みや寄付金の使われ方が従来と全く変わったと思われる会員がおられますが、基本的に変化はございません。むしろ地区財団委員会に大幅な権限の委譲がされたと言えます。

2010 年から3年間の試験期間では、従来の地区補助金と区別するため「新地区補助金」と呼ばれていましたが現在は「地区補助金」に統一されており、改正内容も詳しく掲載しましたので、該当のページを参照ください。

国際ロータリーは今年度よりロータリー特別月間を、重点分野を強調するものに変更し、R I が掲げる6つの重点分野を全て**特別月間**にしました。

- 8月 会員増強・拡大月間 （変更なし）
- 9月 基本的教育と識字率向上月間（3月の識字率向上月間に基本的教育を加えて移動）
- 10月 経済と地域社会の発展月間 （新設）
- 11月 ロータリー財団月間 （変更なし）
- 12月 疾病予防と治療月間 （新設）
- 1月 職業奉仕月間 （10月から変更）
- 2月 平和と紛争予防／紛争解決月間 （新設）
- 3月 水と衛生月間 （新設）
- 4月 母子の健康月間 （新設）
- 5月 青少年奉仕月間 （9月新世代のための月間から変更）
- 6月 ロータリー親睦活動月間 （変更なし）

未来の夢計画によってロータリー財団は、私達全てのクラブのための財団ということがより明確になりました。今までのように、財団独自のプログラムを消化すれば良いプログラムから各クラブのロータリアン自らが創造し、且つ、自らが活動するプログラムに変わったと言っても良いと思います。

ロータリー財団を活用され、より充実したプログラムを考え、計画、実行し、皆様のクラブが活性化され、以前のように魅力に溢れたロータリーの復活を望んで止みません。地区内84クラブのロータリー財団委員の皆さんが新たな旗手を務められますよう祈念します。

# 目 次

## ロータリー財団ハンドブック改訂にあたり

<b>はじめに</b> . . . . .	1
ロータリー財団とは      ロータリー財団の資金の使われ方      財団の財務報告      外部団体等の評価	
<b>クラブロータリー財団委員会の役割</b> . . . . .	2
地区補助金の申請      グローバル補助金の申請      他の委員会との協力      公益目的事業の趣旨 税制上の優遇措置      個人に対する税制上の優遇措置      所得控除（寄付金控除） 税額控除（公益社団法人等寄付金特別控除）      法人に対する税制上の優遇措置	
<b>ロータリー補助金の概要</b> . . . . .	3
クラブの参加資格      地区補助金      グローバル補助金	
<b>地区補助金とグローバル補助金</b> . . . . .	4
<b>補助金に共通するもの</b> . . . . .	5
クラブの参加資格認定      活動がロータリー財団の使命に関連していること ロータリアンの積極的な関与      補助金の授与と受託の条件を順守      不正使用は許さない 財務管理計画      銀行口座      書類の保管      保管する目録システム      保管する書類の例	6
<b>地区補助金</b> . . . . .	7
地区補助金の対象となる費用・ならない費用      地区の審査基準      地区補助金の申請 地区補助金の管理      クラブの参加資格      地区補助金を受領した後 地区補助金活動が終了した時      書類の保管	
<b>グローバル補助金</b> . . . . .	10
協同提唱者との強いパートナーシップ      協同提唱者      地域調査 プロジェクトの計画      その他の準備等 グローバル補助金の申請 . . . . . 11 グローバル補助金の最初のステップ      グローバル補助金の申請書に記載すべき内容 人道的プロジェクトへの申請 . . . . . 11 目的      重点分野      参加者      協力団体 その他の協力者      旅行するボランティア      ロータリアンの参加 予算      資金調達 奨学金の申請 . . . . . 12 グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について . . . . . 13 持続可能性      補助金の効果や成果を評価      審査、視察、監査 報告      グローバル補助金の報告書に記載すべき内容 . . . . . 14	
<b>ポリオプラス</b> . . . . .	15
ポリオプラスプログラムの歴史 ポリオプラス用語集 . . . . . 16 ポリオウイルス      ポリオ常在国      ポリオプラス      世界ポリオ撲滅推進計画 撲滅の証明      全国予防接種日（N I D）	
<b>ロータリー平和フェロウシップ・プログラム</b> . . . . .	17
資格要件      ロータリー平和フェロウの数 日本のロータリー平和フェロウ	
<b>ロータリー財団への寄付</b> . . . . .	20
寄付の種類 年次基金寄付      恒久基金寄付      使途指定寄付 寄付の方法 . . . . . 21 寄付送金明細書記入方法 ロータリー財団の認証 . . . . . 22 個人に対する認証      クラブに対する認証 認証ポイント ポール・ハリス・フェロウ、マルチプル・ポール・ハリス・フェロウ      ベネファクター ポール・ハリス・ソサエティ（PHS） 大口寄付者（メジャードナー＝MD）、アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）	

ロータリー日本財団	23
公益目的事業の趣旨	
税制上の優遇措置	
個人に対する税制上の優遇措置	所得控除    税額控除
法人に対する税制上の優遇措置	
<b>ロータリーカード</b> . . . . .	24
ビジネスカードが出来ました	ロータリーカードの比較表
<b>シェア・システム</b> . . . . .	25
年次基金寄付	恒久基金寄付    使途指定寄付    資金の運用
<b>第2790地区 2016－17年度 シェア・システムについて</b> . . . . .	26
<b>資料</b>	
1. クラブの参加資格認定：覚書（MOU） . . . . .	27
2. 地区補助金およびグローバル補助金 授与と受託の条件 . . . . .	30
3. 重点分野 基本方針 . . . . .	37
① 平和と紛争予防／紛争解決	39
② 疾病予防と治療	38
③ 水と衛生	40
④ 母子の健康	41
⑤ 基本的教育と識字率向上	42
⑥ 経済と地域社会の発展	43
4. グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について . . . . .	45
モニタリングと評価の計画を立てるためのステップ	45
「基本的教育と識字率向上」の評価基準	45
「疾病予防と治療」の評価基準	46
「経済と地域社会の発展」の評価基準	46
「母子の健康」の評価基準	47
「平和と紛争予防／紛争解決」の評価基準	47
「水と衛生」の評価基準	48
<b>地区規程・書式</b>	
1. 様式101-地区財団活動資金運営規程 . . . . .	49
2. <b>クラブ</b> ・様式201-地区補助金財務管理計画 . . . . .	51
3. <b>クラブ</b> ・様式202-グローバル補助金財務管理規程 . . . . .	53
4. 様式301-地区補助金要項 . . . . .	55
5. 様式311-地区補助金申請書 . . . . .	57
6. 様式501-グローバル補助金事業計画書 . . . . .	59
7. 様式511-グローバル補助金DDF使用申請書 . . . . .	64
8. 様式601-地区補助金奨学生 募集要項 . . . . .	65
9. 様式602-地区補助金奨学生 申請書 . . . . .	67
10. 様式603-地区補助金奨学生 推薦書兼受験票 . . . . .	68
11. 様式701-グローバル補助金奨学生 募集要項 . . . . .	69
12. 様式702-グローバル補助金奨学生 参加申請書 . . . . .	73
13. 様式703-グローバル補助金奨学生 受験票 . . . . .	78

# はじめに

## ロータリー財団とは

ロータリー財団は、「国際ロータリーのロータリー財団」というのが正式名称です。この名称はロータリー財団の構成員は一人で、「法人会員」と指定された唯一の構成員から成るものと定義しております。『最初の法人会員は、財団本部のあるイリノイ州の「非営利法人国際ロータリー」、または、合併、商号変更によるその後継者であり、何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。』とロータリー財団細則に定められています。

ロータリー財団の管理委員は、R I 会長エレクトが推薦し、R I 理事会が選出します。ロータリー財団自体には選任する権限がありません。ですから『R I のロータリー財団』という名称で呼ばれます。R I 自体はイリノイ州法によって設立された非営利法人なので、皆さんからの寄付金を受け入れることは当然可能ですが、寄付した側の会員や法人等は、税制上の優遇措置を受けることが出来ません。そこで同じイリノイ州法の別の規定により設立されたのがロータリー財団なのです。ロータリー財団は非営利財団として認められていますから、寄付して頂いた方は税制上の優遇措置が受けられます。**公益財団法人ロータリー日本財団**は日本の法律に従って設立された公益財団法人です。この法人を通じてロータリー財団に寄付しますと、日本の税制上の優遇措置を受けることが出来ます。現在、ロータリー財団に対する寄付金は、公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付しますと、全ての寄付金が税制上の優遇措置を受けることが出来ます。

## ロータリー財団の資金の使われ方

寄付の種類によって使われ方は違います。

- ①年次寄付金は3年間、資金としてを運用し、その運用益は財団の運営費に使われます。元金は3年後、全額が地区に戻されます。これがシェアシステムと呼ばれるものです。
- ②ベネファクターと呼ばれる恒久基金は元金を使いません。運用益のみを地区と財団で使います。
- ③ポリオプラスやロータリー平和フェロシップ等に対する寄付に指定した寄付金は、指定されたポリオ撲滅のためやフェロシップ支援にのみ全額が使われます。
- ④グローバル補助金へのクラブからの寄付金は、指定されたグローバル補助金プロジェクトに使われます。この場合の現金寄付には、国際財団活動資金(WF : World・Fundo) から50%上乘せになります

未来の夢計画では、地区補助金とグローバル補助金を地区や地区内クラブで使うことで出来ます。

## 財団の財務報告

国際ロータリーとロータリー財団は、年次報告書を全世界のすべてのクラブ宛に送付しています。この報告書には、活動報告と財務報告が掲載されています。R I のウェブサイトでもご覧頂けますので、この報告書を是非ご覧になってください。

## 外部団体等の評価

米国には慈善団体の格付けをする機関が有り寄付金の使われ方を評価しています。

Charity Navigator、American Institut of Philanthropy などが有名ですが、何れの団体共も、ロータリー財団を最高ランクの評価をしています。ロータリー財団は、非常に健全な財団なのです。

# クラブロータリー財団委員会の役割

各クラブの財団委員会には、次のような役割が望まれます。

- ロータリー財団に対するクラブ全体の寄付目標を立案し My Rotary を通じてアップする。
- クラブ内で、補助金活用による活性化を推進し同時に財政的支援に協力する様奨励する。
- クラブ内会員1名以上に、恒久基金への寄付をお願いする。
- クラブ会員にポール・ハリス・ソサエティ(PHS)の資格取得を奨励する。

## 地区補助金の申請

財団委員長の皆さんは、クラブの社会奉仕委員会や国際奉仕委員会と協力し合い、補助金を活用した奉仕プロジェクトのサポートをお願いします。地域の方々にロータリー活動を認知頂き、その結果、会員増強に結び付くよう広報委員会へのアプローチも併せてお願いします。

## グローバル補助金の申請

グローバル補助金は、大規模で長期のプロジェクトを対象としており、費用総額3万ドル以上のプロジェクトが対象となります。またロータリーの重点分野の1つ以上に該当し、ロータリアンが関与するものでなければなりません。特に重点分野の範囲にあることが重要です。配分順序は受付順です。年度予算は毎年12月には確定しますので、計画段階で申し込み下さい。

## 他の委員会との協力

地区補助金もグローバル補助金も、資金は財団から出ますが、使用内容は社会奉仕事業であったり国際奉仕事業であったりします。更にはクラブで実施した事業のPRも重要です。これらを考慮し他の委員会と、次のように協力してください。

- 奉仕プロジェクト委員会（社会奉仕委員会、国際奉仕委員会）

クラブの奉仕活動としてどのような事業を実施するかを話し合い、これらの委員会が立案した奉仕プロジェクトの実施資金の一部として財団の補助金が利用出来ることを伝え、クラブの活性化に繋げて下さい。

- 広報委員会

財団の資金を利用し実施したプロジェクトを地域の方々へ広報することにより、ロータリークラブの活動をPRしてください。

- クラブ管理運営委員会（クラブ奉仕委員会）

四半期ごとにクラブ会員の寄付額をまとめ、クラブ寄付目標の達成に力を入れてください。クラブ会員の皆さんからお預かりした寄付金は、12月末迄に上半期分を、下半期分は、6月末日迄に着金するように、余裕をもって送金ください。

財団では、様々な認証を行っています。認証状や徽章等が届いた際は、会員全員に認証について説明下さい。

## 公益目的事業の趣旨

ロータリー日本財団の公益目的の趣旨は、次の通りです。

1. 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金及びロータリー平和フェローシップ）の付与。
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための、寄付金の提供。  
ロータリー日本財団では、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のものは、そのままロータリー財団に送金します。

## 税制上の優遇措置

ロータリー日本財団に対する寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、税制上の優遇措置の対象となります。

## 個人に対する税制上の優遇措置

個人がロータリー日本財団へ寄付した場合には、税制上の優遇措置が適用されます。この寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、「所得控除」または「税額控除」のいずれか有利な方を選択することが出来ます。

## 所得控除(寄付金控除)

所得控除は、社会保険料控除、扶養控除のように、所得税の課税標準を計算する際に、各種所得金額から控除するものです。寄付金控除は、これらの所得控除のうちの一つです。

寄付金控除額は、寄付金控除の対象になる寄付金の額から2千円を控除した金額と、その年分の総所得金額の100分の40に相当する金額とのいずれか少ない方の金額が控除額となります。

## 税額控除(公益社団法人等寄付金特別控除)

所得控除の適用を受けずに、税額控除の適用を受けることも出来ます。控除される所得税額は、その年中に支出した税額控除対象寄付金の額の合計額（その年分の総所得金額等の40%相当額を限度とする。）が2千円を超える場合には、寄付金控除（所得控除）との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額が限度となります。）をその年分の所得税の額から控除することが出来ます。

## 法人に対する税制上の優遇措置

法人の寄付金に対する優遇措置は、特定公益増進法人等に対する寄付金となり、一般寄付とは別枠で寄付金の損金算入が認められます。

# ロータリー補助金の概要

従来はロータリー財団の補助金と言っていましたが、2013年版の手続要覧では「ロータリー補助金」と名称が変更になり、記載内容も次の通りに変更になりました。

R I 理事会とロータリー財団管理委員会は、財団の目的を助長するための具体的かつ効果的な手段として、次の補助金を承認した。との記載の後に、①地区補助金、②グローバル補助金、③パッケージングラント、④平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリーセンターの4項目を掲げています。この内、③パッケージングラントは、2014年4月開催のロータリー財団管理委員会の決定により、現在実施中のプログラムが終了次第パッケージングラントは実施しないことになりました。

ロータリー補助金の内、地区補助金とグローバル補助金の概要を以下に記載します。詳しくは、それぞれのページをご覧ください。

## クラブの参加資格

地区補助金、グローバル補助金を申請する場合には、クラブの参加資格を得る必要があります。クラブの参加資格は、①地区ロータリー財団委員会が毎年開催する補助金管理セミナーに最低1名のクラブ会員を出席させ、②クラブの参加資格認定：覚書（MOU）の内容を良く読んで、これに同意し、プロジェクト実施年度の会長と会長エレクトが署名して地区ロータリー財団委員会に提出することにより、クラブの参加資格が得られます。

クラブの参加資格は、ロータリー補助金を申請してこれを使用することが出来る資格というものです。

## 地区補助金

地区補助金は、地元や海外で短期のプロジェクトを支援するために活用出来る補助金です。

地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が管理します。地区補助金は、ロータリー財団へは1ロータリー年度に1回しか申請出来ません。各クラブのプロジェクトに配分するものと、奨学金に配分するものを合わせて一つの地区プロジェクトとして一括して財団本部に申請します。

地区ロータリー財団はクラブからの申請方法や期日など、地区独自の手続と方針を決めています。また、財団が定めている条件の他に、地区が要件を追加する場合があります。第2790地区のロータリー財団委員会では、地区補助金を申請するクラブは、クラブの参加資格を有していなければならない旨の追加要件を定めました。

地区補助金は、財団の使命に関連するプロジェクトで、ロータリアンが積極的に参加するものでなければなりません。対象は地域社会（社会奉仕）でも、海外（国際奉仕）でも結構です。

各クラブは、地区が定めた期日までに地区補助金申請書を提出しなければなりません。提出期限を厳守してください。次年度（青木年度）の提出期限は、2016年3月末日です。早めに計画して、期限までにガバナーエレクト事務所に郵送してください。

## グローバル補助金

グローバル補助金は、以下に該当する大規模なプロジェクトに活用出来る制度です。

- 6つの重点分野の一つ以上に関連している
- 持続可能である
- 測定可能であり、かつ成果をもたらす
- 実施地の地元社会の人々が特定したニーズに取り組む
- 実施地の地元社会の人々が積極的に参加する
- ロータリークラブや地区による活動の終了後も、地域社会の人々が自分で取り組んでいくことが出来る
- 海外への支援ですので、常に連絡をとれることを最優先にする

グローバル補助金を申請して地区のDDFを使用する場合には、前もって地区ロータリー財団委員会に申請する必要があります。この申請には、様式501の事業計画書、様式511のDDF使用申請書を使用してください。

## 地区補助金とグローバル補助金

未来の夢計画における地区補助金とグローバル補助金の内容は、次の通りです。それぞれの補助金には大きな違いがあります。これらの違いと、それぞれの補助金の内容を確認して頂き、皆さんのクラブで活用出来る補助金を申請するようにしてください。地区ロータリー財団委員会は、こられのご相談をお受けしています。

下の表中「クラブ等」とあるは、各クラブと地区の委員会、青少年プログラム等の活動を含みます。

地 区 補 助 金	グ ロー バ ル 補 助 金
財源は、地区財団活動資金(DDF)とクラブ資金です。当地区では、概ね50%を目途にを配分しますが、クラブからの申請状況により減額する場合があります。	財源はDDFと国際財団活動資金(WF)と現金の組み合わせ。WFの組み合わせ率はDDFには1対1、現金には1対0.5の割合です。(使途指定寄付金で寄付)
3年前の年次基金寄付と恒久基金の運用益によるDDFの50%以下の金額を地区の裁量で決めます。	DDFから地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。
地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接財団に申請します。個別申請です。
比較的短期間のプロジェクトです。長くても補助金を受け取ってから24ヵ月以内に完了しなければなりません。	長期にわたるプロジェクトです。(例外：職業研修チーム)
1回限りの比較的小規模なプロジェクト。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。
奨学生の奨学期間は、2年を超えてはなりません。	奨学生の奨学期間は、1年から4年までです。
奨学生は高校、大学、大学院、更に国内国外を問いませんが、当地区では国際親善奨学生に準じて実施します。	奨学金として使用する場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合に限られます。
1件当たりのプロジェクトへの補助金は、最低額の規定はありません。当地区では、配分するDDFを1件当たり事業費の50%以下、かつ30万円以下と定めています。	1件当たりの補助金の額は、下限3万ドル以上、上限40万ドルのプロジェクトです。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2ヵ国以上のクラブまたは地区が必要です。国際プロジェクトのみです。
相手国にロータリークラブの有無を問いません。(P51参照)	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量に任されています。但し、一定の条件があります。(P7参照)	重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。
海外のクラブとの事業であっても、クラブが主たる実施者で申請書を提出し、実施と報告の責務を負います。	実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が必要です。しっかりした相手を選ぶことが重要です。
次の地区補助金が支払われるためには、現在の地区補助金の完了報告書の提出を終えなければなりません。	地区補助金を含めて、同時に10件のプロジェクトを申請出来ます。
補助金を、残金として財団に返却した場合、DDFとして繰り越されます。	個別のプロジェクトの補助金を受け取った後の残金を財団に返却した場合、WFに組み入れられます。
一括して受け取った補助金は、地区ロータリー財団委員会が管理します。クラブにも管理責任があります。	財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を個別に授与します。
海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給出来ます。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチーム・リーダーを除きます。



## 補助金に共通するもの

未来の夢計画では、地区補助金とグローバル補助金がありますが、一般に地区補助金は1件当たりの規模が比較的少額で、期間も短期のプロジェクトです。これに対してグローバル補助金は規模や金額が大きく、補助金の管理、使用資金の管理、使途の報告、成果のモニタリングと評価にあたってクラブと地区にさらに大きな責任が伴います。こうした違いは前ページに記載しましたが、次のような両補助金に共通している部分があります。

### クラブの参加資格認定

クラブがロータリー補助金を受領するためには、参加資格を得る必要があります。参加資格とは、クラブがロータリー補助金を受領するための条件です。次の2点を実施することにより、クラブの参加資格が得られます。

- クラブは、「クラブの参加資格認定：覚書（MOU）」の内容をよく読んで、活動実施年度のクラブ会長と会長エレクトがMOUに記載されたすべての条件と要件に従うことを誓約して署名し、地区に提出する。
- 地区が主催するロータリー財団補助金管理セミナーに、クラブから少なくとも1名の会員を出席させる。

第2790地区では、MOUの提出と補助金管理セミナーへの出席を義務付けることにしています。このクラブの参加資格認定は、地区が決定します。有効期間は1ロータリー年度です。従って、ロータリー補助金を申請しようとするクラブは、毎年度この認定を受ける必要があります。

### 活動がロータリー財団の使命に関連していること

ロータリー補助金を申請するプロジェクトは、ロータリー財団の使命に関連している活動でなければなりません。ロータリー財団の使命は、次の通りです。

**ロータリー財団の使命**は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成出来るようにすることである。

### ロータリアンの積極的な関与

地区補助金とグローバル補助金を申請して活動するプロジェクトは、いずれもローリアンが積極的に関与するものでなければなりません。これは、共催を拒んでいる訳ではありません。他団体等と共催する活動の場合には、ロータリークラブが主体として活動する事業であれば適格です。しかし、他団体等が主体となっている活動に対して協賛金を支援するのみの事業等は不適格です。

ただし、地区補助金について2014年4月開催の管理委員会の決定により、主にロータリー以外の団体によって実施されている活動に資金を充てることが出来るようになりました。（一定の条件についてはP.8参照）

### 補助金の授与と受託の条件を順守

上記の他に、「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件」（30ページ）に記載されている各項目を順守する必要があります。

### 不正使用は許さない

当然のことながら、ロータリー補助金は申請書に記載した通りの活動に使用しなければなりません。このことは、日本では当たり前と考えますが、世界の中にはそうでもないのがあられるようです。

2013年4月開催の管理委員会の決定事項の3項目目に「地区補助金とグローバル補助金で、既存建物の増築を認めないこととする。これは、増築として承認された補助金が新築に使用されるケース（管理委員会の方針に違反）が頻発したためです。既存の建造物の改装、修理はこれからもみとめられます。」とあります。その後2014年4月開催の管理委員会の決定で、地区補助金では建物の新築や改装が認められるようになりました。

不正な使い方をした地区やクラブ（グローバル補助金の相手国を含みます）は、財団と地区とで結んだ参加資格を取り消される可能性があります。1クラブの不正使用が、地区全体に影響を及ぼす可能性がありますので各種の規定を順守するよう充分気を付けてください。

## 財務管理計画

クラブは、補助金を受領する前に財務管理計画を立てる必要があります。これは、資金の適切な監督、一貫した管理運営、透明性を促すとともに、間違いや資金の不正使用を防ぐことを目的としています。51ページと53ページに財務管理計画規程の見本を掲載しましたので、これを参考にして各クラブで作成してください。

財務管理計画には以下の手順を盛り込みます。

- 全ての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持する。
- 必要に応じて、補助金の資金を支払う。資金を支払う場合には、支払承諾書を作成し、2名の署名人の承諾を得た後に銀行預金口座から引き出してください。
- 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- 資金の換金等を含む補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

## 銀行口座

ロータリー補助金の受け取りと支払のみを専用とするクラブの銀行口座を開設してください。各補助金にそれぞれ別個の銀行預金口座を開き、補助金の出し入れだけに使うようにします。補助金は、利子収入を生むことを意図すべきでないため、普通預金口座としてください。銀行口座の名義にはクラブ名が含まれるようにし、資金の引き出しには2名のロータリアンが署名人となる必要があります。この2名の署名人は、預金口座から引き出す前に支払承諾書を作成し、その支払承諾書に署名するという役割があります。

銀行口座の署名人がその役目を果たせなくなった場合に備え、補助金専用口座の管理者の変更に伴う引継ぎの計画を立てておいてください。プロジェクト実施中に口座署名人が入れ替わる場合には、必ず地区ロータリー財団委員会に通知してください。

## 書類の保管

クラブの覚書（MOU）にそった補助金管理を行うため、詳細な記録を保管しておく必要があります。火災や自然災害によつて活動が中断されるといった事態を防ぐため、全書類のコピーを取っておいてください。特にロータリー財団に原本を提出することが義務付けられている場合には、書類のコピーを必ず取っておいてください。

## 保管する目録システム

補助金で購入、製造、配給した設備やその他の財産を管理するための目録を作り、これらの品の所有者や所有団体を明記してください。補助金で購入・製造・配給した財産をロータリークラブが所有することは認められておりません。これは法的に受益者の所有物としなければなりません。さらに、プロジェクト終了後に提唱者や地域社会の人々が参照出来るよう、これらの品が地域社会のどこにあるか、その場所を正確に記録しておいてください。

## 保管する書類の例

地区補助金、グローバル補助金の保管する必要書類は、次の通りです。

- 補助金に関連する連絡文書（Eメールを含む）
- 受益者に関する書類（地域調査書、同意書を含む）
- 業者に関する書類（見積書、契約書、同意書等）
- 奨学生に関する書類（請求書と領収書、同意書）
- 補助金に関する書類（会計書類、銀行明細書、見積書、請求書と領収書、目録、写真等）
- 地区補助金に関連してクラブから提出された情報（補助金申請書/要望書、業者からの見積書、請求書と領収書、報告書、地区がクラブに提出を義務付けているその他の書類）

# 地区補助金

地区補助金は、地元社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが、一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- ロータリー財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動

地区補助金は、ロータリアンが柔軟性をもってプロジェクトに活動出来る補助金で、地区財団活動資金（DDF）を通じて提供されます。

地区補助金は、権限が地区に大幅に移譲されました。その結果、公金である財団の資金の用途について、地区が責任を持って管理しなければなりません。独立した外部監査を受けるか、地区ロータリー財団資金監査委員会の監査を受けて、間違いのない運用が求められています。どちらを選ぶかは、地区に任されています。第2790地区では、地区ロータリー財団資金監査委員会を設置して監査を受ける方式を採用しました。

地区補助金を使いやすくなりましたので、地区内各クラブで大いに活用してください。地区内クラブの中には社会奉仕活動や国際奉仕活動を実施していないクラブがあるようです。クラブ会員全員が参加して社会奉仕活動や国際奉仕活動を実施することにより、地域社会が豊かになります。ロータリーの広報にもつながります。これらに増して、クラブ会員のロータリーに対する認識が変化すると思います。そして、我々のクラブではこういう奉仕活動をしているということ、自信を持って地域社会の皆さんに話すことが出来るようにもなります。その結果は会員増強にもつながると考えられます。こうしたことから、地区ロータリー財団委員会では多くのクラブが地区補助金を申請して頂くことを期待しています。

2015-16年度の地区補助金につきましては、2015年4月30日に締め切りました。31クラブと地区RACよりプロジェクトの申請が有り、このうち、30クラブと地区RACのプロジェクトが承認されました。地区補助金の総額は49,930ドルです。

地区補助金を申請したことのないクラブもいくつかありますが、各クラブとも次年度のプロジェクトを計画され、是非とも申請されるように期待しています。

より多くのクラブに地区補助金を配分したいのですが、財源は3年前の皆様からの年次寄付金です。地区補助金をより多く配分するためにも、地区内会員の皆さんに寄付金をお願いしています。

寄付の目標については、2013-14年度（関口年度）より、数年の実績（一人当たりの年次寄付金は130米ドル程度）をもとに一人当たり130米ドル以上として参りました。多くのクラブが一人当たり100ドルの目標のままとされておられるようですが、次年度のクラブ活動計画書を作成される際には、是非共一人当たり130ドルを目標とし、目標の達成、更には目標以上になりますよう、宜しくお願い致します。

歴代RI会長は、全世界のロータリアンに奉仕活動に力を入れるように呼びかけてきました。

“ロータリーの目的”（従前の“ロータリーの綱領”）には、「奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。」とあります。クラブで奉仕活動を実践してください。最初から大規模な活動でなくて結構です。その資金の一部に地区補助金を活用してください。

## 地区補助金の対象となる費用・対象とならない費用

地区ロータリー財団委員会では、クラブからの申請を審査する基準として、財団が定めた要件の他に地区が独自に定めたものもあります。以下に、適格、不適格な事例を示しますので、参考としてください。申請にあたって、ご不明な点があれば事前に地区財団委員会にご相談ください。

<適格な費用>

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に承認されたものは、その後概ね5年間に1回申請することが出来ることとします。
- 飲食に関する費用は、未来の夢計画への移行に伴い、活動の中で必要と認められる場合に限り適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援するものは適格です。

- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。（特定の人に贈る場合は不適格です。）
- 建物の新築と増築は認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もあります。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。（単なる娯楽的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動では、障害者のチケット代は適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。

#### <不適格な費用>

- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。

## 地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くこととなります。

DDFの配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の50%を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。クラブからの申請が多い場合には、概ね比例して減額する場合があります。また、1クラブに配分するDDFは、30万円を上限とします。これはなるべく多くのクラブに補助金を配分するためですので、ご了解ください。

第2790地区では、地区補助金の給付に関しては、クラブの一人当たりの寄付額は考慮しない事になっています。申請期日を設定して、締切り後、申請のあったプロジェクトを一括して審査します。

## 地区補助金の申請

地区補助金は、地区が一括して1ロータリー年度に1回のみ申請出来ます。地区の奨学生を採用した場合には、その奨学金の申請も、各クラブの活動資金と一緒に申請することとなります。

地区補助金を申請して7月上旬にプロジェクト実施を予定されているクラブや、奨学生の出国に間に合うよう、次年度（2016-17年度）の地区補助金の申請期日を、2016年3月末日までと致しました。本年度より申請期日が1ヶ月間早くなりますので、次年度の社会奉仕委員会や国際奉仕委員会等の皆さんと話し合って、早めに準備して申請してください。

## 地区補助金の管理

ロータリー財団の資金は全世界のロータリアンからお預かりした大切な資金です。財団では「公金」と呼んでいます。公金ですから、しっかり管理する必要があります。日本国内では考えられないかも知れませんが、補助金を申請した目的以外に使用したり不正に使用したりする事例があるようです。こうした不正を防止するために、クラブは「クラブの参加資格認定：覚書（クラブのMOU）」を地区に提出し、地区は「地区の参加資格認定：覚書（地区のMOU）」を財団に提出しないと補助金を受ける権利がありません。更に「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金授与と受託の条件」（30ページ）を作成して、不正等が発生しないようにしています。これらMOU、ロータリー財団が定めた各種規程や条件等を順守してください。財団はいつでも地区の監査を実施することができるようになってきました。地区では、いつでも監査を受けられるようにするために、皆さんのクラブが、ロータリー財団の資金をしっかりと管理しておられることを示す必要があります。

## クラブの参加資格

地区補助金を申請するクラブは、次の要件を満たしてクラブの参加資格を得なければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、活動実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

詳しくは「補助金に共通するもの」（5ページ）に記載してありますので、そちらをご覧ください。

## 地区補助金を受領した後

地区から財団に地区補助金を申請して、財団が認めると資金が地区に一括して振り込まれます。地区はその資金受領後、該当のクラブ等に振り込みます。その際には、次のことをお願いします。（MOU = 27ページ）

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）に記載されている「2. クラブ役員の責務」を守る。
- MOUの「3. 財務管理計画」に従って、資金を適切に管理する。
- MOUの「4. 銀行口座に関する要件」に従って、財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする銀行口座を開設する。資金の支払いには2名のロータリアンが署名人となる。  
⇒ 2名の署名人とありますが、銀行預金口座に2名の名義という意味ではありません。クラブが活動資金を引き出す際に支払承諾書を作成して、その支払承諾書に2名が署名するという意味です。

## 地区補助金活動が終了した時

地区補助金の対象となったプロジェクトが終了した時は、そのプロジェクト終了後1ヵ月以内に地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出してください。その際には補助金の対象となった活動の全ての支出の領収書のコピーを同時に提出してください（全ての書類の原本は、クラブで5年間保管してください）。また、支払承諾書やその他の書類のコピーも同時に提出してください。

## 書類の保管

MOUの「6. 書類の保管」（28ページ）に従って関係書類を作成・整備し、5年間保管してください。

# グローバル補助金

## 協同提唱者との強いパートナーシップ

グローバル補助金を申請する前に、クラブは、共同提唱者との強いパートナーシップを築き、実施国側提唱者としてMOUや授与と受託の条件、その他財団の定める基準を確実に守れるクラブと提携してください。

クラブでグローバル補助金を申請しようと計画した場合には、地区ロータリー財団委員会に計画段階から連絡してください。申請後も財団から様々な質問事項等がメールで来ますが、これらの質問事項やそれに対する回答、協同提唱者とのやりとりのメール等、プロジェクトに関する全ての文書等を地区ロータリー財団委員会に報告してください。地区ロータリー財団委員会は、皆さんのクラブのプロジェクトが承認され実施出来るよう最大限協力させていただきます。

グローバル補助金を申請する場合には、実施国側提唱者（相手国のロータリークラブ）が申請書を作成する場合がありますが、援助国側提唱者である皆さんのクラブで作成するように期待しています。

## 協同提唱者

グローバル補助金を申請する場合、実施国側と援助国側の双方のクラブ（または地区）が協同で提唱者となる必要があります。通常プロジェクト実施地の事情に詳しく、実施地の近くに住む実施国側提唱者が地域のニーズ調査、プロジェクトの実施、費用の管理を担当します。

さらに双方の提唱者は、第三の協力者として、他団体（非営利団体、市民団体、自治体など）と協力することも出来ます。協力団体は、技術的な支援や、インフラの提供、外部への働きかけ、研修、教育などの面で支援を提供出来る可能性があります。協力団体を探す際には、その団体の定評や信頼性などを事前に調べましょう。また、他団体と協力する場合は、プロジェクトを始める前に、「協力団体との覚書（MOU）」を作成し、取り交わします。取り交わしたMOUは、申請書に添付する必要があります。

双方の提唱者および協力団体が合同で決定を行い、プロジェクトと資金を効果的に監督し、今後のプロジェクトに向けて協力関係を築くには、相互に円滑なコミュニケーションを取ることが大切です。補助金の活動と進捗について連絡を取り合う方法と頻度を、事前に決めておいてください。

## 地域調査

補助金の計画を立てる前に、まず地域のニーズ調査を行います。この調査で、地域社会が抱えるニーズや問題を明らかにし、利用出来るリソースにはどのようなものがあるか、問題に対する取り組みが既に行われているかどうか、どのようなアプローチや活動が可能かなど、役立つ情報を得ることが出来ます。

調査で複数のニーズが明らかになった場合、地元地域の人々が最も強く解決を望んでいる問題やニーズは何か、また、これにクラブがどのように取り組むことが出来るかを検討します。その上で、ロータリー補助金やクラブのリソースを用いて最も効果的に取り組めるニーズはどれかを判断します。また、会員の専門スキル、プロジェクト実施の場所、活動に必要な時間と資金なども考慮に入れましょう。

## プロジェクトの計画

計画を立てる際には、プロジェクトの各段階の実施方法を決め、各段階に必要な手配、実行項目、実行責任者、資金の支出方法、完了期日などを文書にまとめます。また、ロータリー財団とR Iの方針をどのように順守するかを詳細に決めます。

## その他の準備等

- **プロジェクト委員会を任命する** ⇒ 実施国側、援助国側の双方の提唱者は少なくとも3名のロータリアンから成るプロジェクト委員会を任命し、補助金関連の全連絡について財団との主な窓口となる代表連絡担者を1名決めます。
- **持続可能な解決策を立てる** ⇒ グローバル補助金は長期的に持続する成果に対する投資です。プロジェクトはさまざまな形で持続可能なものとする必要があります。
- **測定可能な目標を立てる** ⇒ プロジェクトの成果の測定方法を、計画段階で決めておきます。目標を立てる場合には、37ページの「重点分野の基本方針」と45ページの「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参考にしてください。

## グローバル補助金の申請

グローバル補助金の申請は、申請しようとするクラブの代表連絡担当者が「My Rotary」からオンラインで申請します。この申請は、2つのステップから成っています。これは提唱者が膨大な時間を割いて活動計画を詳細に決める前に、活動がグローバル補助金の条件を満たすようにすることを目的としています。

地区ロータリー財団委員会では、皆さんのクラブの申請が承認されるように、相談とアドバイスをします。

## グローバル補助金の最初のステップ

申請の第1段階では、プロジェクトの活動がグローバル補助金の要件を満たしているかどうかを確認します。グローバル補助金申請書の記入を始める前に、プロジェクトの内容と資金調達方法についてロータリー財団委員会担当者と話し合ってください。

## グローバル補助金の申請書に記載すべき内容

グローバル補助金の活動の内、人道的プロジェクトと奨学金の活動について、申請時に答える必要がある質問を以下に記載します。これらの質問は変更される可能性があります。

## 人道的プロジェクトへの申請

### 目的

- このグローバル補助金の目的について、短い2、3文でご説明ください。
- このグローバル補助金によって誰が恩恵を受けますか。
- このプロジェクトはどこで実施しますか。
- プロジェクトはいつから実施される予定ですか。
- このプロジェクトは地域社会のどのようなニーズに取り込みますか。また、そのニーズはどのようにして特定されたものですか。関連するデータまたは調査結果も併せてご記入ください。
- このプロジェクトは、それらの地域社会のニーズにどのようにして取り組みますか。詳細にご説明ください。
- 地元地域社会の人々は、このプロジェクトの計画にどのようにかかりましたか。このプロジェクトは、現在行われている地元社会の取り組みと一致したものですか。
- グローバル補助金で行われる研修、地域社会の啓発活動、教育プログラムについてご説明ください（該当する場合）。これらは誰が実施しますか。また、研修・啓発・教育プログラムの参加者はどのように選ばれますか。

### 重点分野

- グローバル補助金は、少なくとも一つのロータリー重点分野の目標を支えるものでなければなりません。申請時に、このグローバル補助金が支える重点分野と目標を選ぶ必要があります。
- これらの目標をどのように満たしますか。
- 活動の成果をどのように測りますか（基準、目標、測定方法、策定のスケジュール）。
- モニタリングと評価のための情報の収集は、誰が担当しますか。

### 参加者

- 活動実施地のある国や地域のロータリークラブまたは地区(実施国代表提唱者)、および活動実施地以外の国や地域のロータリークラブまたは地区(援助国代表提唱者)を申請書に記入します。双方の提唱者は、3名から成る補助金委員会を結成し、そのうち1名が代表連絡担当者となる必要があります。
- グローバル補助金委員会の委員名を入力し、これらの委員にプロジェクトとの利害の対立(利害関係)の可能性のある場合は、開示してください。

### 協力団体

- 協力団体の名称を入力してください。
- 代表提唱者と協力団体間で交わされた覚書(MOU)をPDF形式でアップロードしてください。
- この団体を選んだ際のプロセスをご説明ください。この団体が持つどのようなリソースや専門知識が役立ちますか。

### その他の協力者

- そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者を挙げてください。これには、(代表提唱者以外の)ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊(RCC)、および個人が含まれます。

## 旅行するボランティア

- 人道的プロジェクトの一環として、ボランティアの海外渡航が最高2名まで認められています。これらの人は、研修を提供する目的、またはプロジェクトを実施する目的で渡航するものであり、その人の持つスキルが現地では得られないことを実施国側提唱者が確認することが条件となります。
- 旅行するボランティアが担当する責務、および各人が現地で実行する具体的な任務をご説明ください。
- 旅行する各ボランティアの履歴書をPDF形式でアップロードしてください。
- 旅行するボランティアの毎日の日程をアップロードしてください(旅程、研修、プロジェクトでの活動をすべて含む)。

## ロータリアンの参加

- この活動で実施国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。
- この活動で援助国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。
- このプロジェクトの実施において地元地域社会の人々が担う役割を説明してください。地元の人々の参加を促すために、どのような奨励(インセンティブ)方法を用いますか(例:報酬、賞の授与、修了証、助成など)。
- 地元地域社会において、成果のモニタリングと活動の継続の監督を誰が担当することになりますか。

## 予算

- 活動の経費の内訳を詳細にご入力ください(例:宿泊、機材、備品、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、旅行、授業料など)。
- これらの予算を裏付ける書類(業者からの見積書など)をアップロードしてください。
- 予算に計上された物品やサービスを選んだプロセスについてご説明ください。現地の業者から物品やサービスを購入する予定ですか。複数の業者から見積もりを取り寄せ、入札プロセスを行いましたか。これらの予算品目は、現地の文化やテクノロジーの水準に見合っていますか。
- 受益者は、これらの品目をどのように維持。管理しますか(該当する場合)。交換部品やスペアが現地で入手可能であること、および機材を使用するスキルが受益者に備わっていることを確認してください。
- 補助金で購入した品(機材、財産、資料など)は、プロジェクト後に誰が所有することになりますか。これらの品はロータリークラブまたはロータリアンが所有出来ないことにご留意ください。

## 資金調達

- 調達する資金とその資金源をすべて挙げてください。
- プロジェクトの成果を長期的に保つための現地の資金源を特定しましたか。プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す方法を導入しますか。

## 奨学金の申請

奨学金の申請については項目のみ掲載します。

### 目的

### 重点分野

### 参加者

グローバル補助金委員会

奨学金候補者

受入側カウンセラー

その他の協力者

ロータリアンの参加

### 予算

### 調達資金



## グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について

グローバル補助金は、持続可能性と補助金の効果や成果を評価することになっています。

「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」は、この冊子の45ページ以降に掲載しました。

グローバル補助金を申請する場合には、以下の5つの項目を参考にして申請書を作成してください。

### 持続可能性

ロータリー財団は、「**持続可能性**」を「補助金資金がすべて使用された後にも、地域社会の継続的ニーズを満たすために、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続出来ること」と定義しています。グローバル補助金はまさに、地域社会に長期的な成果をもたらす活動を支援するものです。ロータリアンが、持続可能なプロジェクトを実施することにより、活動や補助金の成果を最大限に高められます。

プロジェクトを持続可能なものとするには、最初の計画段階が重要です。補助金活動が終了し、資金がすべて使用された後も、受益者自身が末永く成果を持続出来るよう、プロジェクトの計画を立てます。

持続可能性は、さまざまな方法で高めることが出来ます。

- ニーズに取り組み続けられるよう、地域社会の人々の知識や能力を伸ばす研修を提供する
- プロジェクトを継続して管理するため、地域の人々を中心とした恒久的な委員会を設置する
- 活動を継続し、メンテナンスを続けるため、サービスに対する使用料を設け、資金を確保する
- 地域の人々が収入を増やし、経済的な安定性を得られるよう、収入確保に焦点を当てる

繰り返しになりますが、プロジェクトや活動の計画を決定した後ではなく、計画を行う段階で「持続可能性」要素を盛り込むようにしてください。既に決定した計画に、この要素を後から追加すると、グローバル補助金手続きの遅れにつながります。

### 補助金の効果や成果を評価

各重点分野について**ロータリー財団が定めた評価基準**があります。グローバル補助金の提唱者は、プロジェクトに合わせて評価基準を選び、それについてのデータを集めるよう義務付けられています。表には、評価基準、定義、測定方法が記されています。

各分野別の評価基準の他に、プロジェクト特有の測定基準を設けて評価することも出来ます。

プロジェクトの成果を測るためのモニタリングと評価の計画を立て、目標とする期日を決めます。

- **基本データを設定する**： ニーズ調査で特定された活動、場所、対象者（受益者）の現状データが、基本データとなります。基本データは、プロジェクト実施前の状況を表すものです。このデータを基準として、具体的な目標を設定し、活動の進捗を測ることになります。
- **具体的に**： プロジェクトの恩恵を受ける人々が誰なのかを明らかにし、実際にどのような恩恵を受けることになるかを具体的に思い描きます。
- **ベンチマークを定める**： プロジェクト目標に向けた進捗を評価するためのベンチマークを定めます。
- **成果の測定方法を決めておく**。

### 審査、視察、監査

財団の人道的補助金の専門家は、ロータリアンに専門的な援助を提供するだけでなく、財団管理委員会に代わってグローバル補助金プロジェクトの評価を行います。プロジェクト実施中、以下の種類の評価が補助金の専門家によって行われる可能性があります。

- 専門的審査：申請書のみに基づき、専門的な見地からプロジェクトの実施可能性について評価が行われる（現地視察やプロジェクト提唱者との連絡は行われません）。

- 現地視察：提案されているプロジェクトの実施可能性を、現地で専門的見地から評価したり(事前現地視察)、継続中のプロジェクトの実施状況を視察したり(中間視察)、完了したプロジェクトの影響や成果を評価する(事後現地視察)。専門家のメンバーがプロジェクト実施地を訪れ、プロジェクト提唱者や地元の代表者と会う。
- 監査：補助金資金の管理や監督状況について評価が行われる。専門家のメンバーが、実施地でプロジェクト提唱者や地元の代表者と会う。

定期的に行われる評価に加え、管理委員会は毎年、一定の割合の補助金を任意に抽出し、監査を行うことを義務づけています。

## 報告

補助金の代表提唱者には、補助金資金の使用に関する報告が義務づけられています。報告書はすべて、ウェブ上のMy rotary から提出してください。中間報告書は最初の補助金の支払いから12ヵ月以内に、その後は12ヵ月ごとに提出します。最終報告書はプロジェクトの完了から2ヵ月以内が提出期日となっています。

未使用の資金はすべて、ロータリー財団に返還する必要があります。クラブや地区が期日を過ぎても補助金報告書が未提出である場合、その報告書が提出されるまで新規の補助金申請書を提出することが出来ません。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

- 18ヵ月：補助金が支払われてから、または前回の報告書が受理されてから18ヵ月以上報告書が提出されない場合、代表提唱者に財団から通知が送付されます。
- 24ヵ月：24ヵ月経っても十分な報告書が提出されなかった場合、2回目の通知が財団から送付されます。この通知には、その後6ヵ月以内に報告要件が満たされない場合には、代表提唱クラブが終結となる可能性があることが伝えられます。
- 30ヵ月：30ヵ月経っても報告要件が満たされなかった場合、代表提唱クラブの終結が国際ロータリー理事会に勧告される旨、代表提唱クラブに伝えられます。

奨学生と職業研修チーム(VTT)が補助金活動に含まれている場合、ロータリアンではないこれらの受領者が使用した補助金についても、提唱クラブ(または地区)が責任を持って財団に報告する義務があります。これらの受領者に各自の責務について伝え、補助金資金が承認された通りに使用されるよう、受領者と定期的に連絡を保つようにしてください。

## グローバル補助金の報告書に記載すべき内容

グローバル補助金の報告書形式は、オンラインシステムで記入します。

- 補助金活動の目的
- 補助金プロジェクト/活動の目標
- 目標の達成状況、およびそれによって重点分野にどのように取り組んだか
- モニタリングと評価計画の結果
- 双方の提唱者が補助金にどのように関与したか
- プロジェクト/活動から恩恵を得た人の数、およびどのような恩恵があったか
- 補助金の使途の内訳(業者名を含む)
- 協力団体が受け持った役割(該当する場合)
- (プロジェクト専用口座の場合)口座が解約されたことを示す銀行明細書、または補助金全額と利子がすべて支出されたことを示す銀行明細書

奨学生と職業研修チーム(VTT)を派遣した場合、上記の他下記も記載します。

- 留学(派遣)中に奨学生(またはチームメンバー)から提唱クラブ(または地区)に提出された報告書
- 留学(派遣)終了直後に提出された奨学生(またはチームメンバー)からの最終報告書

# ポリオプラス

ポリオプラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、世界からポリオ（骨髄性小児麻痺）が撲滅されるまでは、他のいかなるプログラムより優先されるものです。

「ポリオはもう終わったのではないか」という話を聞きます。これは、年表をご覧くださいとご理解頂けると思いますが、何回かのキャンペーンを行いました。そのキャンペーンが終了した（以下の年表にゴシック体で表示）のと、ポリオの活動が終了したのと混同しているのではないのでしょうか。

全世界のロータリアンのお蔭で、全世界からポリオを撲滅しようというロータリアンの願いが、今、叶えられようとしています。「あと1インチ」というキャンペーンが進行中ですが、本当にあと一息です。

2014年7月2日に開催されたロータリー財団地域セミナーの席上で、2018年迄にポリオを撲滅するという方針が発表されました。具体的な目標が発表されましたので、各クラブの皆様には、資金面でのご協力をお願いします。

ポリオ撲滅には、膨大な費用が必要です。各国政府も積極的に資金を拠出しています。2014年6月に開催されたシドニー国際大会の開会式でオーストラリアの首相が、「オーストラリア政府は1億ドルを拠出します」と宣言されました。他の国々の政府も、多額の資金を拠出しています。

ビル・アンド・メリнда・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、ポリオ撲滅活動を支援するパートナーシップの拡大として、ロータリアンが寄付した金額の倍額を寄付すると発表しています。この新しいパートナーシップでは、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せすることになります。（年間3,500万ドルまで）これによって、5億ドル（約5,00億円）以上の資金確保も可能となります。

皆さんがポリオプラスに寄付して頂いた金額が3倍の金額になります。本年度第2790地区では、年次基金には、1人当たり130ドル、ポリオプラスへの指定寄付金には、1人当たり20ドル～25ドルをお願いしています。

## ポリオプラスプログラムの歴史

- 1979年 3・Hプログラムとして、フィリピンの600万人の児童にポリオの予防接種をするという5か年プロジェクトを実施。R Iの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 ポリオプラス・プログラムが発足。1億2,000万ドルを募金する声明を発表。
- 1986年7月 1億2,000万ドルの募金スタート。
- 1988年6月 2億4,700万ドルの募金額を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**。日本は募金目標が40億円と巨額であったので、R Iの承認を得て募金キャンペーン期間を5年間と定め、1991年6月、募金額を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**した。
- 1990年 米州がポリオ撲滅宣言。
- 1995年 規定審議会でポリオプラス・プログラムの目標は、2000年までにポリオを一掃し、2005年までに、ポリオの撲滅を証明することであると採択がなされた。
- 2000年 西太平洋地域がポリオ撲滅宣言。
- 2002年4月 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。日本は2005年6月までの3年間で、約17億円（約1,517万ドル…世界の約19%）の募金を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**した。
- 2007年 規定審議会で、ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標とすることを承認、確認。
- 2009年 1985年以来、ポリオの撲滅活動に8億ドル以上を寄付してきた。その結果ポリオの発症数は99%以上減少した。
- 2008年～12年 ゲイツ財団が3億5,500万ドルの寄付、ロータリー2億ドルチャレンジ寄付、合計5億5,500万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。この目標は、2012年1月達成し、**キャンペーンを終了**した。
- 2013年6月 R I国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せする（年間3,500万ドルまで）と発表。ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
- 2014年4月 世界ワクチンサミットで、2014年末までに野生株ウィルスの伝播抑止を目指す。
- 2014年6月 R I国際大会開会式で、オーストラリア政府が1億ドルの資金を提供すると発表。
- 2015年 ポリオプラスプログラム発足から30周年。
- 2015年9月 ナイジェリアがポリオ常在国からはずされ、アフリカ大陸地域がポリオフリーとなる。
- 2015年 ポリオ常在国はパキスタン、アフガニスタン2ヶ国となった。

## ポリオプラス用語集

### ポリオウイルス

劣悪で管理の行き届いていない衛生状態によって 急性灰白髄炎 (poliomyelitis) を引き起こすウイルス。また、野生型ポリオウイルスとも呼ばれています。

### ポリオ常在国

ポリオの感染が途切れたことがなく、ポリオウイルスが自然に発生している国を指します。現在ポリオの常在国は、アフガニスタン、パキスタンの2カ国です。

### ポリオプラス

1985年に設置されたロータリー財団プログラムで、ロータリーは、世界ポリオ撲滅活動に民間部門による支援を導入しました。ポリオを撲滅するために世界中の地域で行ってきたボランティア活動に加え、ロータリアンによる寄付額は、世界にポリオがないことが証明されるまでに 8億5,000万米ドル以上に上ると予想されています。ポリオプラスの「プラス」は、今後のほかの保健活動に生かすことの出来る全世界ポリオ撲滅の遺産を意味しています。

### 世界ポリオ撲滅推進計画

突発的感染の鎮静化から歴史的な節目の実現まで、ロータリーは世界ポリオ撲滅推進計画が大きく前進を遂げることを可能にしました。そして、2013年「世界ポリオ撲滅推進計画(GPEI)」は、2018年を目標にポリオ根絶を目指す包括・戦略的ロードマップとして「ポリオ撲滅最終戦略計画 2013-2018」を発表しました。

### 撲滅の証明 ポリオフリー(清浄)とポリオ撲滅

ポリオが撲滅されたという世界的な証明が第一の目標です。監視活動を通じて、ポリオウイルスの感染が少なくとも1年以上発症しない場合、保健当局がその地域をポリオ無発生(ポリオフリー)として証明します。2015年アフリカ大陸がポリオフリーとなりました。そして、地球上からポリオの最終発症から3年間発症がなければポリオ撲滅となります。

### 全国予防接種日(NID)

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層(通常5歳未満)のすべての子供に経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも3年間、毎年数回にわたって全国予防接種日を定めて実施します。

# ロータリー平和フェローシップ・プログラム

ロータリー平和フェローシップ・プログラムは、ロータリーが目標とする「平和」、この大きな課題に取り組むために2002年に創設され、2013年から始まった「未来の夢計画」においても、平和達成の使命のもと従来と変わることなく恒久プログラムとして活動を行なっております。

ポール・ハリス没後50周年と財団の教育的プログラム創設50周年を記念して、財団管理委員会は、国際関係を研究するためのロータリー・ポール・ハリス・センター設立計画を立てました。これは異なる地域の評価の高い大学と提携して行なわれる計画です。どの大学も、世界問題、紛争解決、国際的研究などで優れた教育課程と教授陣を備えています。

創設から13年を経て、プログラムを修了したロータリー平和フェローは現在、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。2014年度当地区のグローバル補助金を活用した市原中央クラブのインドネシアでの水環境に関する奉仕活動が、当地区がホストしたICU（国際基督教大学）ロータリー平和センター修了のロータリー平和フェローの導きであるように、私たちロータリアンはロータリー平和フェローと共に平和の考察を行なうことで、平和の構築に寄与しています。

ロータリー平和フェローシップ・プログラムの目的は、政府、事業、教育、メディア、他の専門職務に携わる、未来の有望な指導者に知識と世界理解を推進するために、いろいろな国や文化に属するロータリー平和フェローグループに上級教育の機会を提供することです。

ロータリー平和フェローは毎年世界競争制のもと国際関係や平和研究、および紛争解決の分野の修士号取得プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに50名が選ばれ、世界の7大学に設置されているロータリー平和センターで研究を行ないます。

ロータリー平和センターは以下の7大学にあります。

- 国際基督教大学（東京、三鷹市）…修士号取得プログラム
- クイーンズランド大学（オーストラリア、クイーンズランド州）…修士号取得プログラム
- ブラッドフォード大学（英国、ウエスト・ヨークシャー州）…修士号取得プログラム
- デューク大学／ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国、ノースカロライナ州\*2校で1ロータリー平和センターを共有）…修士号取得プログラム
- ウプサラ大学（スウェーデン、ウプサラ）…修士号取得プログラム
- チュラロンコーン大学（タイ、バンコク）…専門能力開発修了証プログラム

フェローの選考は地区が候補者を国際本部に推薦し、国際本部の選考委員会により行ないます。管理委員会により承認された申請者には、奨学金およびロータリー平和センターへの留学が指定されます。

## 資格要件

ロータリー平和フェローシップの申請者は以下を満たしていなければなりません。

- 職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること
- 申請時に、優秀な成績で関連分野における学士号またはそれに相当する学位を保持していること
- 修士号取得プログラムの場合、有給・無給を問わず、関連分野において少なくとも合計3年間のフルタイムの職務経験を有していること
- 専門能力開発修了証プログラムの場合、現在、フルタイムで中級職または上級職として雇用されており、関連分野において少なくとも5年の職務経験を有していること
- 修士号取得プログラムの場合には第二言語、修了証プログラムの場合には英語に堪能であること
- 優れた指導力（リーダーシップ・スキル）を備えていること

次に該当する人は、ロータリー平和フェローシップの資格がありません。

(a)ロータリアンおよび名誉ロータリアン、(b)ロータリー・クラブや地区、国際ロータリー、その他のロータリー関連団体の被雇用者、(c)範疇(a)および(b)に該当する人の配偶者、直系家族（血縁の両親や祖父母）、および以上の記述に当てはまる元ロータリアンやその親族は、退職から36カ月が経過するまでは資格がないものとみなされます。

また、元国際親善奨学生応募には国際親善奨学金プログラムを終了してからロータリー平和フェローシップ申請まで、3年間の待機期間が設けられています。元米山奨学生がロータリー平和フェローになることもできます。

障害のある方やローターアクト・クラブの会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

ロータリー平和フェローは国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が決められていますが、2006-08年度より、例外的に日本人または日本に居住している人が国際基督教大学に入学できるようになりました。但し、海外の大学を卒業し、学位を得た人に限定されています。

## ロータリー平和フェローの数(修士号取得プログラム)

第1期生 (2002-04年度) …66名 (日本からの派遣2名、受入7名)
第2期生 (2003-05年度) …60名 (日本からの派遣4名、受入9名)
第3期生 (2004-06年度) …52名 (日本からの派遣2名、受入7名)
第4期生 (2005-07年度) …53名 (日本からの派遣3名、受入6名)
第5期生 (2006-08年度) …50名 (日本からの派遣2名、受入9名)
第6期生 (2007-09年度) …59名 (日本からの派遣2名、受入8名)
第7期生 (2008-10年度) …52名 (日本からの派遣3名、受入8名)
第8期生 (2009-11年度) …60名 (日本からの派遣1名、受入8名)
第9期生 (2010-12年度) …60名 (日本からの派遣3名、受入10名)
第10期生 (2011-13年度) …50名 (日本からの派遣1名、受入10名)
第11期生 (2012-14年度) …60名 (日本からの派遣3名、受入12名)
第12期生 (2013-15年度) …50名 (日本からの派遣1名、受入10名)
第13期生 (2014-16年度) …50名 (日本からの派遣1名、受入8名)
第14期生 (2015-17年度) …50名 (日本からの派遣3名、受入10名)

## 日本のロータリー平和フェロー

	氏名	推薦地区	留学校
第1期生 (2002-04)	杉山 恵奈	2630 地区	ノースカロライナ大学
	小松崎利明	2750 地区	ブラッドフォード大学
第2期生 (2003-05)	野上由美子	2710 地区	ブラッドフォード大学
	細井 麻衣	2680 地区	デューク大学
	近松 佳朗	2580 地区	クイーンズランド大学
	岸谷 美德	2770 地区	ブラッドフォード大学
第3期生 2004-06	清水麻衣子	2590 地区	クイーンズランド大学
	恩田 牧	2650 地区	ブラッドフォード大学
第4期生 (2005-07)	寺西 悦子	2660 地区	クイーンズランド大学
	奥平 章子	2750 地区	クイーンズランド大学
	二村真由美	5360 地区	クイーンズランド大学
第5期生 (2006-08)	大豆本由紀	2750 地区	ブラッドフォード大学
	Johanna Stratton	2590 地区	国際基督教大学
第6期生 (2007-09)	渡辺はなこ	2780 地区	ブラッドフォード大学
	Jason Hutson	2770 地区	国際基督教大学
第7期生 (2008-10)	平塚 広義	7770 地区	国際基督教大学
	原 哲子	2590 地区	ブラッドフォード大学
	永谷 裕香	2750 地区	ブラッドフォード大学
第8期生 (2009-11)	三浦 曜子	2770 地区	ブラッドフォード大学
第9期生 (2010-12)	水野ショ-真希	2760 地区	クイーンズランド大学
	吉田 佳代	2750 地区	ブラッドフォード大学
	木村みさき	2680 地区	デューク大学
第10期生 (2011-13)	荒木 梢	2580 地区	ノースカロライナ大学
第11期生 (2012-14)	新屋由美子	2710 地区	ブラッドフォード大学
	宇野カオリ	2790 地区	国際基督教大学
	大阿久裕子	2550 地区	国際基督教大学
第12期生 (2013-15)	高澤 洋子	2580 地区	クイーンズランド大学
第13期生 (2014-16)	古井丸拓也	2790 地区	ウブサラ大学
第14期生 (2015-17)	澤屋奈津子	2760 地区	ノースカロライナ大学
	前野 裕子	2750 地区	ブラッドフォード大学
第14期生 (2015)	小川昴子	2650 地区	チュラロンコーン大学

ロータリー平和フェローシップ・プログラムは、国際親善奨学金プログラムの長所と成功を土台として築かれたものですが、奨学金の授与数、プログラムの推進や申請者募集の方法、奨学生の選考基準と選考手続き、申請書類、資金源などにおいて、この2つの奨学金プログラムの焦点と仕組みは異なります。

当地区では、2013年にスタートした「未来の夢計画」でグローバル補助金と地区補助金による奨学金プログラムに移行しました。これらのプログラムを理解することで、フェローシップ・プログラムに適した候補者を選出できます。ロータリー平和フェローの候補者は、通常、国際親善奨学生と比べて年齢層が高く、専門的な研究分野に取り組んでいる人が多いのが特徴です。

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階(大学、大学院など)の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	6つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。また、ロータリー平和フェローは、世界理解と平和に貢献する活動を行なう国際ロータリーと加盟クラブにアドバイスと援助を提供するために、そのキャリアを通じてロータリー財団と連絡を保つよう期待されています。さらに、ロータリー平和フェローは、ロータリー平和フェローシップ・プログラムを評価して推進していくよう求められます。ロータリー平和フェローは、生涯、仕事や奉仕活動を通じて国内外での協力、平和、紛争解決を推進するリーダーです。

ロータリー平和フェローシップの申請はクラブの推薦と地区の選考を経てプログラム開始前年の7月1日までにロータリー財団に提出します。申請書類は、国際ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/rotarycenters)からダウンロードできます。

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区ではホストエリアを構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第2750地区東京がホスト地区として中心になり、近隣の第2580地区東京、第2590地区神奈川、第2780地区神奈川、第2770地区埼玉そして当第2790地区千葉の計6地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアには、毎年新しいロータリー平和フェローを受け入れる特別な課題と機会があります。ロータリアンによる受け入れはロータリー平和フェローの成功に欠かせないものであるため、フェロー一人一人にロータリアンのカウンセラーが割り当てられます。また、毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される15円が、唯一の被爆国で平和研究を行うフェロー達の広島研究旅行とホストエリアの維持活動のために充てられています。

さらに、第2790地区はこのプログラムに毎年25,000ドルをDDFから寄贈し平和推進地区に指定されています。

推薦RC カウンセラー	氏名	種別	年度	国籍	留学先
市川東 田中保雄	Kimmer, Kathryn Rose	受入	2014-2016	アメリカ	国際基督教大学
船橋 加登章司	古井丸拓也	派遣	2014-2016	日本	ウブサラ大学
船橋南 田中一邦	Ida Suraya Klint	受入	2015-2017	デンマーク	国際基督教大学

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和フェローシップ・プログラムを修了するフェローの研究発表が行なわれます。皆様にご参加いただきロータリー平和フェローシップ・プログラムの成果と重要性をご理解いただくことを願っています。あわせてロータリー平和フェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。ロータリー平和フェローシップ・プログラムが一層充実した奉仕となるよう、第2790地区は力を合わせてこのプログラムを推進してまいりたいと思います。

# ロータリー財団への寄付

未来の夢計画が導入されましたが、ロータリー財団に対する寄付の種類、認証の種類ともに従来と変更ありません。ロータリーの理念に共感し、ロータリー財団の活動を支えるためにご支援くださる皆さまに、心より感謝申し上げます。ロータリー財団への寄付は、ロータリー日本財団を経由して寄付された場合には、全ての寄付が税制上優遇措置の対象となります。米ドルでも寄付して頂けますが、この場合には税制上の優遇措置の対象になりませんのでご承知ください。

## 寄付の種類

寄付の種類は、年次基金、恒久基金、使途指定寄付の3種類です。

## 年次基金寄付

- 年次基金寄付は、ロータリー財団への寄付の基盤です。ロータリー財団の補助金とプログラムの主な資金源になります。第2790地区では、会員一人当たり130ドルを目標にして頂きたいとお願いしております。
- この年次基金寄付は、3年後に地区財団活動資金(DDF)と国際財団活動資金(WF)に50%ずつ配分されます。DDFは、地区の裁量の下に地区補助金、グローバル補助金、ポリオプラスへの寄贈、ロータリー平和センターへの寄贈等に全額使われます。使用されなかったDDFは、翌年に繰り越しされます。

年次基金は、ロータリー財団の人道的、教育的プログラム一般を支えるための主要な財源になります。大勢の子供たちに読み書きの機会を与えたり、安全な飲み水を提供するために井戸を掘ったりするプロジェクトは、財団の補助金による活動のほんの一例です。

例えば、100ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- ケニアの2人の子供の1年分の学費と教材費
- タンザニアの女性と子供たちに、マラリアを防ぐための蚊帳

例えば、500ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- 南アフリカの小学生150人のための図書
- コスタリカの小学生の給食用の電気・ガスオーブン1台
- インドの孤児院にベッド10台

例えば、1,000ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- メキシコ原住民の子供たちに歯科治療を行うための歯科用携帯椅子1台
- ナイジェリアの妊婦20人のためのビタミン剤と出産にかかわる衛生用品一式
- ウガンダの女学校にコンピューター、教材、本箱6個

## 恒久基金寄付

- 恒久基金は、最低限のプログラムを継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を可能にするためのものです。
- 恒久基金への寄付金は、使用しないで基金として積み立てておきます。
- 恒久基金への寄付金は、投資収益の50%ずつをDDFとWFに配分されます。
- 恒久基金への寄付方法には、現金寄付は勿論ですが、遺贈による方法もあります。

## 使途指定寄付

- 使途を指定して寄付する方法です。
- ポリオプラスや平和フェローへの寄付が一般的に使われています。
- グローバル補助金の提唱者としての寄付も、使途指定寄付金です。この場合は、承認されたグローバル補助金の承認番号を指定して寄付します。



## 寄付の方法

ロータリー財団への寄付金は、クラブで取りまとめて公益財団法人ロータリー日本財団に送金する方法と、インターネットで My Rotary から寄付する方法、ロータリーカードのポイントを寄付する方法があります。

ロータリー日本財団に送金する場合には、下記の送金明細書を作成して、送金日または事前に E-mail 又は FAX でロータリー日本財団にお送り下さい。

### <寄付送金明細書記入方法>

# A

## 公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書 ロータリアン/クラブ用

[※記入方法参照](#)

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: [kifu@rotary.org](mailto:kifu@rotary.org) FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:
①

着金日のRILEートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計 ¥	RILEート
	地区	クラブID# ②	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名) ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類 ・年次基金(シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金(シェア) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)	円金額	\$金額 ・RILEートと円金額 の力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五 入、第2位まで記 入
	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。インターネットで「※記入方法参照」をクリックすると、詳細に記入された説明書が表示されます。

- 通信欄： 記入欄がない事項の連絡にお使下さい。（大口寄付者の公表の確認、メモリアルコントビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など）
- 送金情報： レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。例：102  
TELは、日中連絡がとれる番号を記入してください。
- 寄付者名： 領収書の宛名となりますので正確をお願いします。
- ローマ字： ローマ字名も登録通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。パスポートのスペルで登録することをお勧めします。
- ID番号： IDの無い方はNEWと記入して下さい。新会員の場合、My Rotary から会員登録し、先にIDを取得するとデータ重複を防ぐことができます。※IDと名前が一致しない場合、機械処理上、ID番号所有者の寄付として扱われることがあります。
- 寄付分類： リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「M G #12345」「G G #67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。
- 円金額： 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口2千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。
- \$金額： パソコン入力の場合、RILEートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点3位を四捨五入し、第2位までご記入下さい。

## ロータリー財団の認証

ロータリー財団への寄付に対して、ご理解頂き、毎年多額のご寄付をして頂き、感謝致します。寄付して頂いた方への**感謝のしるしが認証**です。

ロータリー財団の協力財団である公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、ロータリー財団の寄付認証を受けることが出来、**寄付累計にも加算されます**。

## 個人に対する認証

個人に対する認証は、次のものがあります。

- ポール・ハリス・フェロー（PHF）、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー（MPHF）
- ベネファクター ● ポール・ハリス・ソサエティ（PHS）
- 大口寄付者（MD）、アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）

## クラブに対する認証

クラブに対する認証は、次のものがあります。

- 100%財団の友クラブ
- 100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- 毎年あなたも100ドルを（E R E Y）クラブ
- 年次基金の一人当たりの寄付上位3クラブ

## 認証ポイント

- 以前は、個人がPHFになった後に寄付すると、その金額と同額の認証ポイントとなりました。現在は、最初の寄付から、寄付金額と同額の認証ポイントになります。
- 認証ポイントは、他の人に譲ることが出来ます。
- 認証ポイントの移譲は、1ポイント1米ドルです。

## ポール・ハリス・フェロー(PHF)、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(MPHF)

個人が寄付をした累計額（他の人から認証ポイントを受けたポイントも含めて）が、1,000ドルに達するとPHFになります。PHFになった人が更に寄付をしていき、累計額が2,000ドルに達するとMPHFになります。更に、累計額が3,000ドルに達するとMPHF+2となります。MPHF+8まで認証されます。MPHF+8は累計9,000ドル～9,999.99ドル）まで続きます。それ以後はMPHFはありません。

PHFには襟ピンと感謝状が、MPHFには認証状（各段階毎にそれぞれ襟ピンが）が贈呈されます。

## ベネファクター

恒久基金への寄付金額が、累計1,000ドルに達した場合にベネファクターとして認証されます。また、遺言状またはそのほかの資産計画に財団を受益者として指名することを記し、これを書面でロータリー財団に通知した人もベネファクターとして認証されます。

ベネファクターには、ベネファクターの認証状が贈られます。

## ポール・ハリス・ソサエティ

PHSは、年次基金、ポリオプラス、財団が承認した補助金プロジェクトに一括でも合計でも毎年1,000ドル以上をご支援くださる方の認証です。入会者には地区から認証状と襟ピンに付けるウィングが贈られます。

## 大口寄付者(メジャードナー=MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ(AKS)

MDレベル1（10,000ドル～24,999.99ドル）から、MDレベル4（100,000ドル～249,999.99ドル）、AKS管理委員会サークル（250,000ドル～499,999.99ドル）、AKS管理委員長サークル（500,000ドル～999,999.99ドル）、AKS財団サークル（100万ドル以上）の各段階があります。

MD、AKSには各段階毎にクリスタル襟ピンまたはペンダントが贈呈されます。

## ロータリー日本財団

公益財団法人ロータリー日本財団（以下「ロータリー日本財団」）は、2010年12月24日内閣府より公益財団法人として認定を受けました。公益財団法人の認定手続は大変難しいものですが、第2790地区の森島庸吉バスターガバナーが、その専門分野のご経験を生かされ、申請し、認定されました。森島庸吉バスターガバナーは、ロータリー日本財団の副理事長として現在ご活躍されておられます。

ロータリー日本財団が発足した当時は、恒久基金への寄付金は、税制上の優遇措置の対象に入っていませんでしたが、現在ロータリー日本財団を通じて寄付されますと、全ての寄付が寄付金控除の対象となります。送金の際は、21ページに記載した寄付金送金明細書をご利用下さい。この明細書はロータリー日本財団のホームページから入手できます。

## 公益目的事業の趣旨

ロータリー日本財団の公益目的の趣旨は、次の通りです。

1. 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金及びロータリー平和フェローシップ）の付与
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための、寄付金の提供

ロータリー日本財団では、皆様の寄付金につきましては、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のものは、そっくりそのままロータリー財団に送金します。

## 個人に対する税制上の優遇措置

個人がロータリー日本財団へ寄付した場合には、税制上の優遇措置があります。この寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、「所得控除」または「税額控除」のいずれか有利な方を選択することが出来ます。

### 所得控除(寄付金控除)

所得控除は、社会保険料控除、扶養控除のように、所得税の課税標準を計算する際に、各種所得金額から控除するものです。寄付金控除は、これらの所得控除のうちの一つです。

寄付金控除額は、寄付金控除の対象になる寄付金の額から2千円を控除した金額と、その年分の総所得金額の100分の40に相当する金額とのいずれか少ない方の金額が控除額となります。

### 税額控除(公益社団法人等寄付金特別控除)

所得控除の適用を受けずに、税額控除の適用を受けることも出来ます。控除される所得税額は、その年中に支出した税額控除対象寄付金の額の合計額（その年分の総所得金額等の40%相当額を限度とする。）が2千円を超える場合には、寄付金控除（所得控除）との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額が限度となります。）をその年分の所得税の額から控除することが出来ます。

## 法人に対する税制上の優遇措置

法人の寄付金に対する優遇措置は、特定公益増進法人等に対する寄付金となり、一般寄付金とは別枠で寄付金の損金算入が認められます。

## ロータリーカード

ロータリーカードは、他のカードと使い勝手はほぼ同じです。ポイント（マイルと言っています）も他のカードとほぼ同じです。違うのは、皆さんがロータリーカードでお支払いしますと、ご利用金額の0.3%が、**オリコからロータリー財団に自動的に寄付される**ことです。



またゴールドカードの年会費(年間 10,500円)から3,000円が同様に**オリコからロータリー財団に自動的に寄付**されます。

**スタンダードカード(シルバー)**は、**年会費無料**ですので、オリコから年会費の寄付はありませんが、ご利用金額の0.3%の寄付は同様です。

これらの寄付は、オリコがロータリーマークを使用するロイヤリティとして寄付していますので、**皆さんの負担は一切ありません**。



他のカードと同様に皆さんの利用額 1,000円に対してポイントが1ポイントが付きます。このポイントがたまると、他のカードと同様に様々な商品に交換出来ます。**ロータリーカードの優れているところは**、このポイント1,000ポイントにつき、5,000円分としてロータリー財団に寄付することが出来ます。この寄付金は現金寄付ですので、寄付された皆さん個人もしくはクラブの年次基金に計上されます。

2014-15年度では、ロイヤリティが405万円余り、ゴールドカード年会費から333万円余り、ポイント交換で135万円余り、合計873万円余りがロータリー財団に支払われています。

ロータリーカードは、皆さんがお使い頂きますとロータリー財団に自動的に寄付されますので、是非ともご検討頂き、ご利用ください。クラブからR I 人頭分担金の支払いや、オクトン等への支払いも出来ます。

### ビジネスカードが出来ました

ロータリーカードに、新しくビジネスカードが出来ました。

このビジネスカードは、1法人当たり最大20枚のカードを発行することが出来ます。1枚について3,150円の年会費です。それぞれのカード別の明細書が発行されますので、法人全体の経費はもちろん、個人別の経費がチェック出来ます。

ロータリー財団への寄付も、利用金額の0.5%、年会費の中から1枚当たり1,500円が自動的に支払われます。

ロータリー財団への寄付増進の為に、皆さんのご利用をお願いします。



### ロータリーカードの比較表

3種類のロータリーカードを比較すると、次の通りです。

	ゴールドカード	シルバーカード	ビジネスカード
対象者	個人	個人	法人
年会費	10,000円(税別)	無料	1枚につき3,000円(税別)
発行枚数	1枚(配偶者カード有り)	1枚(配偶者カード有り)	最大20枚
利用可能額	200万円~500万円	80万円~200万円	1法人10万円~1,000万円
財団への寄付	利用額の0.3%、年会費の内3,000円	利用額の0.3%	利用額の0.5%、年会費の内1,500円1枚づつ
付属サービス	海外 国内旅行傷害保険 紛失盗難保障	紛失盗難保障	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保障

ロータリーカードのご入会はオリコホームページ <http://www.orico.co.jp/merchant/rotary/>

# シェアシステム

ロータリー財団への寄付は、他の団体等に対する寄付と少し違います。例えば日本赤十字社に寄付しますと、その寄付金は当然ながら日本赤十字社の様々な活動資金として使われます。そして一部は管理運営費にも使われています。しかし、ロータリー財団に行われた寄付は、寄付を受けたロータリー財団自身の活動に支出しません。18 ページに寄付の種類を挙げましたが、少し詳しく説明します。

## 年次基金寄付

一番身近な年次基金は、寄付を受けたロータリー年度以降3年間は財団で運用します。その運用益で財団の管理運営経費を賄います。元金は、3年後そっくりそのまま全額がシェアシステムに組み込まれます。

日本のロータリーが誇るべき公益財団法人米山記念奨学会があります。この米山記念奨学会も基本財産があって、その基本財産の運用益で管理経費を賄っています。元金は全額奨学事業に使われます。

年次基金は、1年目を寄付年度、2年目を計画年度、3年目を実施年度というサイクルです。ですから、3年後に全額がシェアシステムに組み入れられますが、初年度7月から翌年6月までありますから、平均的には寄付された2年半後にシェアシステム組み入れられると言えます。

実施年度にシェアシステムに組み入れられますが、寄付年度のその地区の年次基金寄付の合計額の50%が地区財団活動資金(DDF: District D・・・Fund)に、残りの50%が国際財団活動資金(WF: World Fund)になります。2015-16年度から、WFに配分された金額の5%は管理運営費に組み入れられることになりました。この金額に余剰金が発生した場合には、WFに組み入れられます。この措置は、資金の運用が悪化した場合を想定し財務の健全化を図るためです。DDFには、一切変更も影響もありません。

## 恒久基金寄付

恒久基金は、元金は使いません。皆様からお預かりした元金を運用します。その運用益がシェアシステムに組み込まれます。この運用益は、毎年の実績によって組み入れられますが、運用益の50%がDDFに、残りの50%がWFになります。

## 使途指定寄付

使途指定寄付は、文字通り使途を指定した寄付です。ポリオプラスに指定して寄付された寄付金は、ポリオ撲滅のために使います。グローバル補助金を申請する際に、調達資金の中に「クラブからの現金」と記載した部分の金額は指定寄付金として、承認された補助金番号を記載して使途指定寄付金として寄付します。この場合、全ての調達資金が寄付されますと、その現金寄付に対して50%の割合でWFから上乘せされて、全額が振り込まれます。

2015年7月以後のグローバル補助金申請のクラブからの現金寄付には、5%を上乘せすることになりました。これは、現金寄付は資金の運用益がありませんので、その為の措置です。

## 資金の運用

国際ロータリーは2012-13年度から連結財務報告を行っています。国際ロータリー、ロータリー財団、その他の支部が連結の対象です。この年次報告は、全世界の全クラブに配布されていますので、皆さんもご覧になったと思います。全ての寄付金は、ロータリー財団で運用します。年次報告書には、次の通り掲載されています。

国際ロータリーとロータリー財団の両組織は、慎重な投資管理に基づき、米国と米国以外の株、確定利付証券、ヘッジファンドを含む、分散されたポートフォリオを持っています。ロータリー財団は、不動産や未公開株式といった代替資産にも投資しています。ロータリー財団投資委員会(管理委員3名、投資を専門とするロータリアン6名)とRI財務員会が、ロータリーの投資を監督するほか、両組織の投資に関する助言を行い、投資を観察する外部の投資コンサルタントも採用しています。ロータリーの資金はすべて、経験あるプロの投資マネージャーが管理しています。

投資収益率は、日本では考えられないくらいの高率です。投資収益率は1年、3年、5年、10年、20年の率が発表されています。最も低いのは5年で、2.5%強、最も高いのは3年で、9%位です。5年前にはリーマンショックがありましたが、それでも2.5%強になっています。

## 第2790地区 2016-17年度 シェア・システムについて シェア・システムの仕組

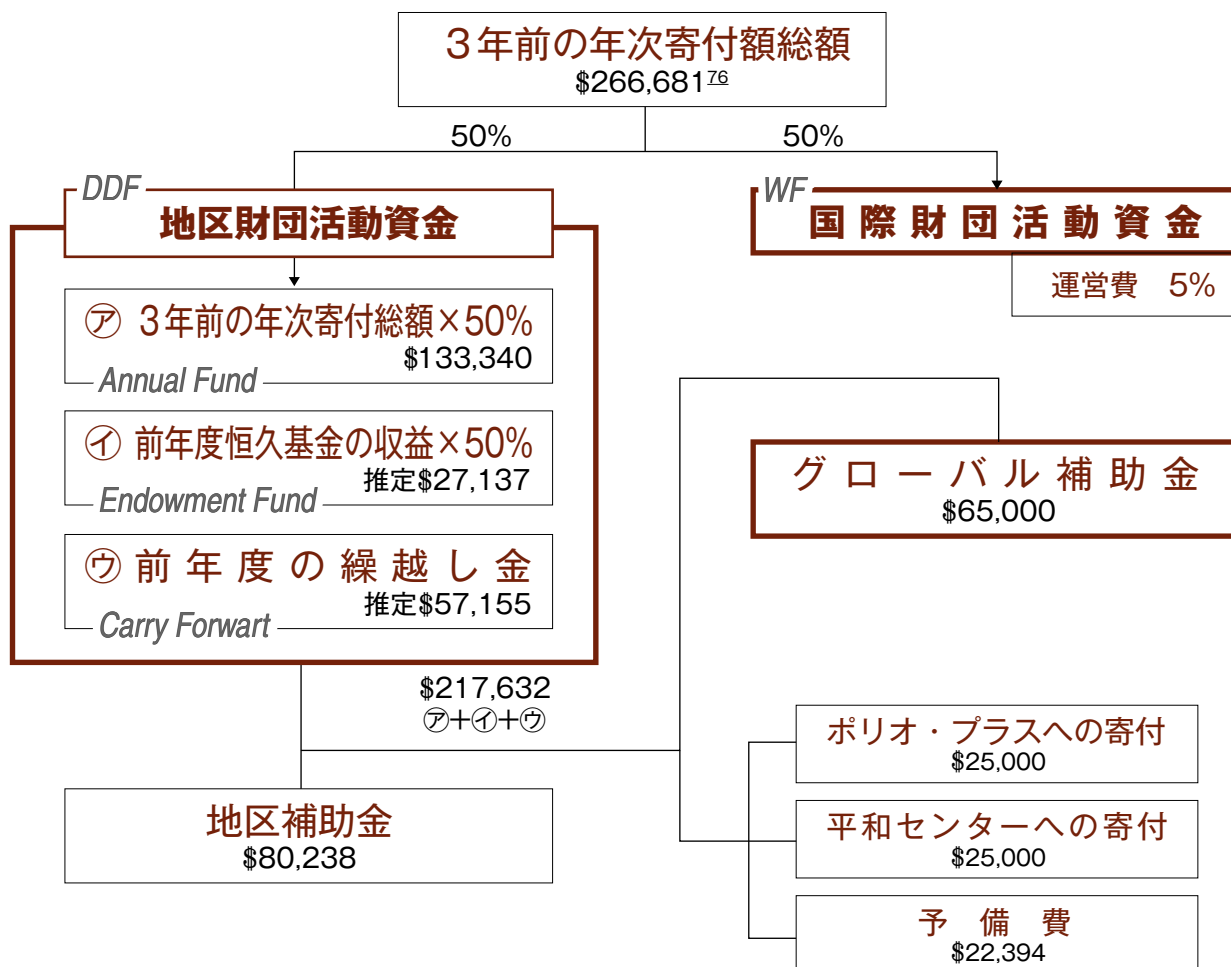
3年前の年次基金寄付と、前年度恒久基金による運用益の合計額の、50%が地区で使用可能になります。それに前年度の繰り越し金を加算した合計額を、地区財団活動資金と国際財団活動資金に50%ずつ配分します。ここで当地区における、青木年度（2016-17年度）の地区活動資金予算を予測してみます。

3年前（2013-14 関口年度）の年次寄付総額は266,681.76ドルでした。また2016-17年度に使用可能な恒久基金の収益分配金が2015年11月にR Iより27,137ドルと発表されました。My rotaryの財団ページに掲載されています。前年度繰越金は（2015-16 櫻木年度が終了しておらない現時点では）予測の数字になりますが、財団委員会としては約57,000ドルを見込んでいます。ですから地区財団活動資金（DDF）の金額は、 $133,340 + 27,137 + 57,155 = 217,632$ ドルになります。また地区財団委員会の裁量権に基づく地区補助金は、（2013-14年度年次寄付額×50%の133,340.90と利用可能な恒久基金収益金の分配額として発表されている27,137.53の合計額の50%と決まっていますから）80,238ドルになります。この金額は財団室ニュース11月号で発表されています。皆さん既に御存知の方も多々と思われます。

この補助金金額を、上記で計算したDDF収入から差し引き、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額と現時点で青木年度にて予想されるグローバル事業額65,000ドルを差し引いた22,394ドル位が寺島年度へ繰り越されると計算しております。グローバル資金を極力抑え、なるだけ繰り越金として次年度に送り、遣い易くしています。グローバル補助金は一旦支出しますと、使わなくとも地区には戻らずWF（ワールド ファンド）になってしまいますので、当地区は繰り越金にしています。

少々回りくどい説明になりましたがこの算出方法を理解頂くと、如何に年次寄付が大きなポイントを握るかが御理解頂けるのではないかと考えています。シェア・システムという言葉自体は理解され、寄付を金が補助金という名前に変り戻されることはほぼ皆さんご存知かと思いますが、年次寄付額を各クラブで増やすことが、どれほど大きく地区の活性化に繋がるかをご理解下さい。

3年前の年次基金寄付と、前年度恒久基金による運用益の合計額の50%が地区で使用可能になります。



# クラブの参加資格認定：覚書(MOU)

## ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

### 1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：  
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

### 2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

### 3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したものの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

#### 4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
  - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
  - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

#### 5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

#### 6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
  - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
  - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
  - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
    - a. 財務管理計画書
    - b. 書類の保存と管理の手続き
    - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
  - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。



## 7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

## 承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

\_\_\_\_\_ ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2016-17ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第2790地区に通知することに同意する。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を規定していませんが、国際ロータリー第2790地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこのMOUを提出し、最低1名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

# ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

2013年7月1日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト (<http://www.rotary.org/ja/grants>) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。

## I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（V T T）、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

## II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第10.030節に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第4.090項に基づき、「ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する方針」を順守すること。

### 地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
3. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリーが存在する国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

### グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の10パーセントとする。
4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。

6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4 学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の10%までを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。

### III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することは出来ない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（N I D）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

### グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
3. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
4. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
5. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
6. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
7. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
8. 大学の学士課程での勉学。

### IV. 申請方法

補助金は [www.rotary/ja/grants](http://www.rotary/ja/grants) からオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。R I 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

## 地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2014-15年度地区補助金の申請書は、2015年5月15日までに受理されなければならない）。

## グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

提唱クラブまたは地区は、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点：

1. 「最初のステップ」の後、申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. 重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有する、最低2名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請するものであること。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が同じ職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金（WF）から 50,001～100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WFから100,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム（VIT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時

期により、審査の時期が以下ようになる。

1. 6月1日まで：10月の管理委員会会合で審査
2. 10月1日まで：1月に審査
3. 12月1日まで：4月に審査
4. 3月1日まで：6月に審査

## V. 旅行方針

ロータリー財団補助金を利用する国外旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）／BCDトラベルを通じて予約しなければならない（ただし、地区補助金による青少年交換の旅行はこの限りではない）。国内旅行の予約は、補助金による旅行者本人が行う。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. RITS／BCDトラベルの予約手数料（1件につき50～70米ドル）

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、補完保険料（該当する場合）

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. RITS／BCDトラベルを通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。

国外旅行（航空便）のために補助金を受領するすべての人は、RITS／BCDトラベルを通じて旅行の手配をしなければならない。RITS／BCDトラベルを通じて旅行の手配した場合、自動的に、国際ロータリーが定めた要件を満たす旅行保険の補償が適用される（ただし、この旅行が補助金プロジェクト実施に不可欠である場合に限る）。航空旅費を含まない補助金を受領する場合、ロータリー旅行保険の補償を受けるには、旅行報告書式を記入・提出しなければならない。国内旅行の場合も、ロータリー旅行保険の補償を受けるには、旅行前に旅行報告書式を記入・提出しなければならない（国内旅行では医療補償が適用されないが、旅行に伴う傷害補償が適用される）。補助金を提唱するクラブまたは地区は、補助金を受領するすべての旅行者が、適用される保険の補償内容を認識していることを確認すべきである。補助金による旅行のための保険に関するウェブページを参照することが強く奨励されている。任意で加入した保険の費用に対しては、補助金の資金が提供されない。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクト実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

## VI. 補助金の資金源

### 地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金（シェア）収益を合わせた額の50%）の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。

### グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～20万米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額のうち少なくとも30%が、プロジェクト実施国・実施地区以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することは出来ない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみで与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しの出来ないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

## VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高6口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

### 地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

### グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

## VIII. 支払い 地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる（米国では、地区財団の銀行口座も可）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時のR I 為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

### グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は支払い時点におけるR I 為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のR I 為替レートを使用して記録する（R I 為替レートは毎月更新される）。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが10%以上変動した場合、10%を超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対に、ロータリー財団は差益提唱者に分配しない。
3. 2015年7月1日以降に提出された申請書に、ロータリー財団に送金する現金拠出が含まれている場合、提唱者は認証や手続きのコストを賄うため5%を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。ただし、この5%分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える分はWFに充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WFへ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90日以内にその旨を財団に通知する。

送り先となるプロジェクトが特定出来ない寄付は、90日間保管される。このような寄付を行った寄付者は、この寄付をほかのプロジェクトまたは基金に送金すべきかどうかをロータリー財団に通知するよう求められる。財団が寄付を受領、または補助金を取り消してから90日以内に、寄付者がこの通知を行わなかった場合、ロータリー財団は、この寄付を年次基金（シェア）に送金する。財団が寄付を受領、または補助金を取り消してから90日以内に、寄付元が特定できない場合、ロータリー財団はこの寄付を年次基金（国際財団活動資金）に移行する。ロータリー財団の過失、または手続きの遅延が原因である場合は、ロータリー財団職員の判断に応じ、この規則は適用されない。

## IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎた未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団はそれを受理しない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 未使用の資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。
2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

### 地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。

2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 500米ドルを超える未使用の補助金資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

## グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2ヵ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、財団は、これをプロジェクト関連費（プロジェクトのための追加の補給品など）に使用することを承認できる。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

## X. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的に自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

## XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は、<http://mha.nic.in/fcra.htm>を参照のこと。登録書式は<http://mha.nic.in/fcra/intro/forms.html> からダウンロードできる。

－ 以下略： 必要の場合は地区ロータリー財団委員会にお問い合わせください。



# 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目標としています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿ってなければなりません。

## 平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

### 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

## 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

## 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団はグローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
  - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
  - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
  - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

## 疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

## 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
  - a. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
  - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
  - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
  - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
  - e. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウイルス接触前の予防など）

- f. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
  - g. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病
    - a. 蚊帳と予防薬の提供
    - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
    - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
    - d. 蚊以外の媒介生物の除去
  3. 非伝染病の予防と管理
    - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供。
    - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
    - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
    - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）
    - e. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
    - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
  4. その他の活動
    - a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
    - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（V T T）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムまたはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

## 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

### 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

## 水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用出来るようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。

ム支援。

4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

### 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（V T T）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

### 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

#### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

### 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。

ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

## 母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

### 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウイルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

## 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

### 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

### 基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

#### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします

1. 基本的教育と識字率をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

#### 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします

1. 質の高い基本的な初等・中等教育の機会の提供
2. 成人の識字教育
3. 読み書きの教授、カリキュラム開発、学校経営に関する研修の提供。
4. 資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 地域社会による教育システムの管理。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 学校用機の購入（ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
8. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段

を提供しないもの。

## 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り

## 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程(例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など)
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

## 経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

### この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地域団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

### 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします

1. 貧しい人々が利用出来る金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（V T T）
7. 草の根の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人の能力を大幅に高める場合を除く）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

## 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

### グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

## 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧しい人や十分な支援を受けていない人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
  - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネスやマイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
  - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
    - i. 草の根の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
    - ii. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済問題に焦点を当てたもの。
    - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
    - iv. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
  - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
    - i. 純粋に理論だけの経済学またはマクロ的な経済学
    - ii. 通常の経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
    - iii. 地域社会の開発と一般的な形で結びつけただけで、履修コースの名称に「地域社会の開発（community development）」という言葉が入っていなかったり、地域社会の開発に特化したコースでないもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
  - a. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利となります。
    - i. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
    - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
  - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
    - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動に焦点を当てたもの。



# グローバル補助金 モニタリングと評価の計画について

人道的プロジェクトや職業研修チーム（VTT）のためにグローバル補助金を申請する地区やクラブは、オンライン申請時に、重点分野を記載するセクションで、モニタリングと評価の方法についても記入する必要があります。本資料では、モニタリングと評価に関し、ロータリー財団が定めた重点分野の評価基準、用語、定義、測定方法を説明しています。以下の評価基準は、全世界のロータリアンの活動と成果を記録し、ほかの非営利団体と同じ定義の下に活動成果を紹介するためのものです。

## モニタリングと評価の計画を立てるためのステップ

1. 明確なプロジェクト目標を立てる。
  2. ロータリー財団の評価基準の中から該当するものを選択する。
  3. プロジェクトに適した評価基準を独自に設ける。\*
  4. 基本データを定め、データの収集方法を定める。
  5. オンラインで補助金を申請する際に、モニタリングと評価の計画を併せて提出する。
  6. プロジェクトの実施中とモニタリングの過程で、データを収集する。\*\*
  7. データを評価して、その結果をオンラインで報告する。報告書には実際の成果を含める。
- \* プロジェクトの目標に明らかに関連する評価基準、プロジェクトが受益者の生活、知識、健康に与えた成果を実証するのにふさわしい評価基準のみを選ぶようにします。
- \*\* データ収集の際には、重複計算にご注意ください。プロジェクトの恩恵を受ける（または受けた）人の数を報告する際は、特定の地域社会または地域の人口のみを報告するのは避けてください。

留意事項：以下のページに記載された「評価基準」で**太字**となっている用語は、最終ページに詳しい説明があります。

## 「基本的教育と識字率向上」の評価基準

ロータリー財団は、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進
2. 地域社会における成人の識字率の向上
3. 教育における男女格差を減らすための活動
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
恩恵を受けた <b>就学年齢の子供</b> の数	直接観察公文書 補助金の記録と報告書
新しい <b>就学年齢の子供</b> の数	公文書 補助金の記録と報告書
新しい <b>就学年齢の女子児童</b> の数	公文書 補助金の記録と報告書
成人教育に関する <b>研修</b> を受けた教員の数	直接観察 補助金の記録と報告書
<b>識字研修</b> を受けた成人の数	直接観察 補助金の記録と報告書
プログラムに参加している <b>機関</b> の数	補助金の記録と報告書
新たに習得した識字能力を使用している <b>成人</b> の数	フォーカスグループ(座談会)／ 個人面談 アンケート調査
新しく創出された <b>教員職</b> の数	公文書 補助金の記録と報告書

## 「疾病予防と治療」の評価基準

ロータリー財団は、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進
3. 地域社会の医療インフラの改善
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
研修を受けた医療・保健従事者の数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書
医療サービスの質が向上したと報告している人の数	アンケート調査
疾病予防・治療を受けた人の数	補助金の記録と報告書 直接観察 アンケート調査
対象とする病気の発症数減少を報告したコミュニティの数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書
恩恵を受けた医療機関の数	補助金の記録と報告書 公文書
地元の医療機関を利用しやすくなったと報告しているコミュニティ	補助金の記録と報告書 アンケート調査
保健に焦点を当てた行事の数	補助金の記録と報告書 直接観察
保健教育キャンペーンの数	補助金の記録と報告書

## 「経済と地域社会の発展」の評価基準

ロータリー財団は、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上
2. 生産性の高い仕事の機会の創出
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
支援を受けた起業家の数	補助金の記録と報告書 直接観察
支援を受けた事業の数	補助金の記録と報告書 直接観察
研修を受けた人の数	補助金の記録と報告書 直接観察
創出された仕事の数	雇用者に対するアンケート調査
収入を得るため雇用された青少年の数	補助金の記録と報告書 直接観察 アンケート調査

## 「母子の健康」の評価基準

ロータリー財団は、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
治療を受けた5歳未満の子供の数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書
妊娠中のケアを受けた母親の数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書 アンケート調査
研修を受け、母子の健康を専門とする医療従事者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
5歳未満の子供の死亡率減少を報告したコミュニティの数	公文書 アンケート調査
5歳未満の子供の罹患率減少を報告したコミュニティの数	公文書
妊産婦の死亡率減少を報告したコミュニティの数	補助金の記録と報告書 公文書
妊産婦の罹患率減少を報告したコミュニティの数	公文書 アンケート調査
恩恵を受けた医療機関の数	補助金の記録と報告書 直接観察

## 「平和と紛争予防／紛争解決」の評価基準

ロータリー財団は、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修
2. 紛争地域における平和構築の支援
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
平和構築活動に参加しているグループ／団体の数	補助金の記録と報告書 直接観察 アンケート調査
紛争の減少を報告したコミュニティの数	フォーカスグループ(座談会)／ 個人面談 アンケート調査
研修を受けた人の数	補助金の記録と報告書 直接観察
調停された紛争の数	フォーカスグループ(座談会)／ 個人面談 アンケート調査

## 「水と衛生」の評価基準

ロータリー財団は、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

評価基準	測定方法
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察
改善された飲料水源を使えるようになった人の数	直接観察 補助金の記録と報告書 アンケート調査 公文書
改善された衛生施設を使えるようになった人の数	直接観察 補助金の記録と報告書 アンケート調査 公文書
家庭ごとの浄水システムを通じて消毒処理された水を利用できるようになった人の数	直接観察 補助金の記録と報告書 アンケート調査 検査
研修を受けた人の数	直接観察 補助金の記録と報告書
管理監督を担う委員会を設けているコミュニティの数	直接観察 アンケート調査 補助金の記録と報告書
使用料を集めて管理維持を行っているコミュニティの数	直接観察 アンケート調査 補助金の記録と報告書

以下の各項目は、省略しました。申請する場合には、ロータリー財団委員会にお問い合わせください。

データ収集の方法

モニタリング計画のテンプレート

モニタリング計画の例

ロータリー財団の評価基準：用語の説明

## 地区財団活動資金運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）の地区財団活動資金(以下「DDF」という)の運営に関して定めるものとする。

### (地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団の資金によってプロジェクトを実施する年度（以下「プロジェクト実施年度」という）のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定：覚書（地区のMOU）を、国際ロータリーの My rotary から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

### (クラブの参加資格)

第3条 地区内の各クラブがDDFの使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書（以下「クラブのMOU」という）に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブのMOUを地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。

3 ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2016-17年度実施のプロジェクトに対するDDFの使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関連の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

### (DDFの配分)

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団からDDFの金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

2 前項の配分基準は、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を配分し、その残額を地区補助金とグローバル補助金に概ね同額ずつ配分する。ただし、これらの金額は、地区内クラブからの申請状況等により、増減することがあるものとする。

3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

### (地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会（以下「クラブ等」という）は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛、郵送によなければならない。

### (地区補助金の配分)

第6条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の3名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の概ね50%を配分する。ただし、1クラブ等に対する配分額の上限額は概ね30万円とする。

### (グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書（様式501以下「事業計画書」という。）を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区のDDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

### (グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区

のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

- 2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則15,000ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、一人20,000ドル以下とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2.クラブのMOUの「2.クラブ役員の責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式 201「地区補助金財務管理計画規程」と様式 202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。

- イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
- ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
- ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
- ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
- ホ 補助金の不正使用等有った場合の処理

(銀行預金口座に関する要件)

第13条 補助金の受領を申請しようとするクラブ等は、クラブのMOUの「4. 銀行口座に関する要件」に従って当該プロジェクト専用の銀行預金口座を開設し、地区ロータリー財団に対する申請書に記載するものとする。

(補助金資金の使用に関する報告)

第14条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出提出しなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6. 書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第16条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

- 1 この規程は、2014年1月1日から施行する。

付則

- 1 この改正後の規程は、2015年1月1日から施行する。

## 〇〇 ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画 規程

### (目 的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

### (会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

### (銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当〇〇とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可  
⇒ クラブ理事会で決定する）

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

### (署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

### (補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

### (書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

### (米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局（OFAC）規制対象国のため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

- ・ アルバニア ・ ボスニアヘルツェゴビナ ・ クロアチア ・ ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア、モンテネグロ）
- ・ コソボ ・ 南セルビア ・ マケドニア ・ ベルギー ・ ビルマ（ミャンマー） ・ コートジボワール
- ・ キューバ ・ コンゴ民主共和国 ・ イラン ・ イラク ・ レバノン ・ リビア
- ・ リベリア（チャールズ・テイラー元リベリア・レジーム） ・ 北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）
- ・ ソマリア ・ スーダン（南スーダン国を除く） ・ シリア ・ イエメン ・ ジンバブエ

（以上、2013年8月現在のリスト）

### 付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先 銀行	銀行・信金 <span style="float: right;">支店</span>	
口 座 番 号	普通預金 <span style="margin-left: 50px;">当座預金</span> No.	
口 座 名 義		
摘 要		

\_\_\_\_\_ ロータリークラブの \_\_\_\_\_ プロジェクトの資金として、上記の通り承認

頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

\_\_\_\_\_ ロータリークラブ  
\_\_\_\_\_ プロジェクト  
会計担当  
\_\_\_\_\_

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

\_\_\_\_\_ ロータリークラブ  
署 名 人  
\_\_\_\_\_

署 名 人  
\_\_\_\_\_

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。



## 〇〇 ロータリークラブ グローバル補助金財務管理計画規程

### (目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者（以下「両クラブ」という）が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

### (会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

- 2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規定の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。
- 3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

### (銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当〇〇とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可 ⇒クラブで決定する）

### (署名人)

- 第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。
- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。
  - 3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

### (補助金の支払い)

- 第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。
- 2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

### (書類の保管)

- 第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に係る全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。
- 2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

### 付則

- 1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先 銀行	銀行・信金 <span style="float: right;">支店</span>	
口 座 番 号	普通預金 <span style="margin-left: 50px;">当座預金</span> No.	
口 座 名 義		
摘 要		

\_\_\_\_\_ ロータリークラブの \_\_\_\_\_ プロジェクトの資金として、上記の通り承認

頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

\_\_\_\_\_ ロータリークラブ  
\_\_\_\_\_ プロジェクト  
会計担当  
\_\_\_\_\_

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

\_\_\_\_\_ ロータリークラブ  
署 名 人  
\_\_\_\_\_

署 名 人  
\_\_\_\_\_

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。



## 第2790地区の地区補助金要項

国際ロータリー第2790地区  
 ロータリー財団委員会 補助金小委員会  
 2016-17年度 地区補助金申請用 (2016-2017年度実施)

国際ロータリー第2790地区では、以下のように2016-17年度に使用する地区補助金要項を定めています。

### ■ クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

### ■ クラブ以外の参加資格

地区委員会、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）が地区補助金を申請する場合は、上記クラブの参加資格の要件を満たしていなければなりません。クラブ以外の参加者は、クラブとみなしてこの要項を適用します。但し、2015-16年度は、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関係の委員会が参加資格を得ていれば、参加資格を認めることに取り扱います。

### ■ 申請期日等

提案書相談時期	相談期間は2016年3月15日まで随時
申請書提出期間	2016年3月1日～3月31日締切り（当日消印有効）
交付期間	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2016年7月1日～2017年3月31日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2017年4月30日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		高校生、大学生への奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。（当地区は、従来の国際親善奨学生に準じた取扱いをします）
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

### ■ 地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

## ■ 地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の具体例

第2790地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね5年間に1回申請することが出来ることとしています。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんが、未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められる飲食に関する費用については、適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格でしたが、認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。（単なる娯乐的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。

## ■ 申請書作成の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書(様式311)に記載し、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送してください。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。



## ロータリー財団地区補助金申請書

国際ロータリー第2790地区  
 ロータリー財団委員会 補助金小委員会  
 2016-17年度 地区補助金申請用 (2016-2017年度実施)

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間 (西暦)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

プロジェクトの概要

- このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入ください。
- プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数 (ロータリアン以外)
- このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。
- これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも2例記載してください。⇒別紙の通りとしないで、ここに記入してください。(枚数が増えても結構です。以下の項目も同様です。)
- このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。
- 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述してください。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加してください) (単位: 円)

収 入 項 目	金 額
1. 地区補助金申請額	
2. クラブ拠出金額	
3. その他の資金	

支出予算 (必要に応じて行を追加してください) (単位: 円)

支 出 項 目	業 者 名	金 額
	支 出 合 計 額	

収支予算書は、日本円で記入してください。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

8. 活動の種類

申請するプロジェクトは、次のうちどの分野に該当しますか。該当する□を1つだけ■に塗りつぶしてください。

- |  |                                       |  |
|--|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(一般)       | <input type="checkbox"/> 保健(一般)       | <input type="checkbox"/> 教育教育(一般)        |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(建物の修復)    | <input type="checkbox"/> 保健(疫病)       | <input type="checkbox"/> 教育(識字率の向上)      |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(災害復興)     | <input type="checkbox"/> 保健(ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 教育教育(奨学金)       |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 水 (衛生)       | <input type="checkbox"/> 教育教育(ボランティア奉仕)  |
| <input type="checkbox"/> 食料/農業(一般)         | <input type="checkbox"/> 水 (供給/確保)    | <input type="checkbox"/> 管理管理運営費(最高3%まで) |
| <input type="checkbox"/> 食料/農業(ボランティア奉仕)   | <input type="checkbox"/> 水 (ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 臨時臨時費(最高20%まで)  |
| <input type="checkbox"/> ロータリーの交換活動        | <input type="checkbox"/>              | <input type="checkbox"/>                 |

9. プロジェクト担当者

担当者氏名				クラブでの役職	クラブでの役職
自宅住所					
電話番号		F A X		携帯	
E-mail					

10. 銀行預金口座 (補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

11. 署名人の氏名 (2名必要です)

署 名 人		
-------	--	--

12. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会宛にMOUを提出した日	
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

14. クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金の配分を受けたく、申請します。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第2790地区  
 ロータリー財団委員会  
 委員長 宇佐見 透 様



## グローバル補助金事業計画書

国際ロータリー第2790地区  
グローバル補助金小委員会（地区DDF申請書添付資料）

2016-17年度以降実施プロジェクト用

### 申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間（西暦）	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日

### I 最初のステップ

1. グローバル補助金の活動名

2. 代表連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割	実施国/援助国 提唱者
		代表連絡担当者	実施国側代表連絡担当者
		代表連絡担当者	援助国側代表連絡担当者

3. 委員会委員

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		実施国側連絡担当者
		実施国側連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		援助国側連絡担当者
		援助国側連絡担当者

### II 目 的

- このグローバル補助金活動の目的について、短い2、3文でご説明ください。
- このグローバル補助金によって誰が恩恵を受けますか。直接受益者の推定数も入力してください。
- このグローバル補助金は、以下のどの活動を支援するものですか(該当するものすべてを選択してください)。  
人道的プロジェクト
- このプロジェクトはどこで実施されますか。  
地域社会(コミュニティ)  
市町村  
国

5 このプロジェクトはいつ実施される予定ですか。

開始日

終了日

プロジェクト実施のスケジュールを大まかに入力してください。

番 号	評 価 基 準	測 定 方 法

### III 持続可能性

1 このプロジェクトは地域社会のどのようなニーズに取り組みますか。また、そのニーズはどのようにして特定されたものですか。関連するデータまたは調査結果も併せてご記入ください。

2 このプロジェクトは、それらの地域社会のニーズにどのようにして取り組みますか。詳細にご説明ください。

3 地域社会の人々は、このプロジェクトの計画にどのようにかかわりましたか。このプロジェクトは、現在行われている地元の取り組みと一致したものですか。

4 このグローバル補助金で行われる研修、地域社会の啓蒙活動、教育プログラムについてご説明ください(該当する場合)。これらは誰が実施しますか。研修、啓蒙・教育プログラムの参加者はどのように選ばれましたか。

### IV 重点分野

1 重点分野(該当するもの全てを選択してください)

2 どの目標を支援するものですか。

3 これらの目標をどのように満たしますか。

4 活動の成果をどのように測りますか。

留意事項：グローバル補助金提唱者は、最終報告書で直接受益者の合計数を報告するよう求められます。

番 号	評 価 基 準	測 定 方 法	測 定 頻 度	目 標

5 モニタリングと評価のための情報の収集は、誰が担当しますか。

### V 参加者

1 代表連絡担当者 ⇒ 最初のステップの通り

2 委員会委員 ⇒ 最初のステップの通り

3 プロジェクトから利益を得る可能性のあるロータリアン(例えば、ロータリアンが協力団体の職員や役員、物資を購入する店や事業の経営者、奨学生が通う大学の理事である場合など)は、委員となることはできません。こうした利害の対立の可能性はすべて、ここで開示してください。



4 協力団体

協力団体は、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プログラムへの支援を提供する、ロータリアン以外の定評ある組織または教育機関を指します。

このプロジェクトに参加している協力団体を入力してください。

番号	名称	ウェブサイト	番地	市町村	国

5 代表提唱者と協力団体の間で交わされた「覚書(「MOU」)」をPDF形式でアップロードしてください。

番号	ファイル名	サイズ	日付

6 この団体を選んだ際のプロセスをご説明ください。この団体が持つどのようなリソースや専門知識が役立ちますか。

7 その他の協力者

そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者とその責務を入力してください。これには、(代表提唱者以外の) ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同体(RCC)、ならびに個人が含まれます。

8 旅行するボランティア

人道的プロジェクトの一環として、ボランティアの海外渡航が最高2名まで認められています。これらの人は、研修を提供する目的、またはプロジェクトを実施する目的で渡航するものであり、その人の持つスキルが現地では得られないことを実施国側提唱者が確認することが条件となります。

このグローバル補助金で海外渡航するロータリアンまたはロータリアン以外の参加者を入力してください。

氏名	Eメール

旅行するボランティアが担当する責務、および各人が現地で実行する具体的な任務をご説明下さい。

旅行するボランティアの捕捉書類をアップロード

旅行するボランティア：実施国側提唱者の承認

9 ロータリアンの参加

この活動で実施国側のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。

この活動で援助国側のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。

10 持続可能性

このプロジェクトの実施において地元地域社会の人々が担う役割を説明してください。地元の人々の参加を促すために、どのような奨励（インセンティブ）方法を用いますか(例：報酬、賞の授与、修了証、助成など)。

地元地域社会において、成果のモニタリングと活動の継続の監督を誰が担当することになりますか。また、この人物がリーダーの役割を遂行できるようにどのような支援を提供しますか。

VI 予算

予算で用いる現地通貨を選択し、1米ドルあたりの為替レート(現在のレート)を入力してください。現在のR I 為替レートはロータリーのウェブサイトでご確認いただけます。R I 公式為替レートに記載されていない通貨については、OandaまたはBloombergのウェブサイトでご為替レートを調べてください。

予算を追加して、活動経費の詳細を入力してください。予算総額は、調達資金の総額と一致していなければならないことにご留意ください。

現地通貨：USD為替レート(1米ドルあたり)：

番号	内容	業者	カテゴリー	費用(現地通貨)	費用(米ドル)
予算の総額：					

予算を裏付ける書類

持続可能性

予算に含まれている物品やサービスを選んだプロセスについてご説明ください。現地の業者から見積もりを取りよせ、入札プロセスを行いましたか。これらの予算品目は、現地の文化やテクノロジーの水準に見合っていますか。

受益者は、これらの品目をどのように維持・管理しますか。(該当する場合)交換部品やスペアが現地で入手可能である事、および機材を使用するスキルが受益者に備わっていることを以下にご記入ください。

補助金で購入した品(機材、財産、資料など)は、プロジェクト後に誰が所有することになりますか。これらの品はロータリー・クラブまたはロータリアンが所有出来ないことにご留意ください。

VII 調達資金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から配分されるもので、支給幅は15,000~20万米ドルとなります。財団は、現金拠出に対しては50パーセント(半額)、地区財団活動資金(DDF)の寄贈に対しては100パーセント(同額)を上乗せして支給します。補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも

50パーセントの上乗せ資金が提供されます、ただし、この寄付はプロジェクトの協力団体や受益者の協力団体や受益以外から寄せられたものであることが条件です。

この補助金プログラムへのWF上乗せ額を計算するには、すべての調達資金を入力し、それらが現金、DDF、その他のいずれであるかを選択してください。調達資金の合計額は、活動予算と一致していなければなりません。

調達資金とWF申請額を入力した後、「保存」をクリックして必ず情報を保存してください。

番 号	調 達 資 金	組 織	金 額
		DDFの寄贈：	
		現金拠出：	
		その他の資金：	
		冠名基金/冠名指定寄付：	
		WF上乗せ(最高額)：	
		WF上乗せ(申請額)：	
		調達資金の合計：	
		予算の総額：	

#### VIII 持続可能性

プロジェクトで長期的な成果をもたらせるよう、地元に財源があることを確認しましたか。または、継続的に資金を確保する方法を計画していますか。

\_\_\_\_\_ ロータリー・クラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りグローバル補助金事業を計画しましたので、計画書を提出します。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2016-17年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第2790地区  
 ロータリー財団委員会  
 委員長 宇佐見 透 様



## ロータリー財団グローバル補助金 DDF 使用申請書

国際ロータリー第2790地区  
グローバル補助金小委員会

2016-17年度以後実施 プロジェクト用

### 第2790地区財団活動資金（DDF）申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件 15,000ドル以内をお願いします。R I 為替レートは、申請時のレートで記載してください。

### I プロジェクトの概要（グローバル補助金事業計画書の通り。）

### II プロジェクト収支予算書

収入予算（必要に応じて行を追加してください）

（単位：USドル）

	クラブ名・地区名	現金	DDF	WF	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合計					

支出予算（必要に応じて行を追加して下さい。）

項目	業者名	金額
合計		

\_\_\_\_\_  
ロータリー・クラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第2790地区DDFの配分を受けたく、申請します。

クラブ会長	
就任年度	2016-17年度
氏名	
署名	
日付	

会長エレクト	
就任年度	2016-17年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第2790地区  
ロータリー財団委員会  
委員長 宇佐見 透 様



## 国際ロータリー第2790地区 地区補助金奨学生 募集要項

2016－17年度 派遣奨学生用

国際ロータリー第2790地区では、2016－17年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

### ■ 目的

国際ロータリー(R I)第2790地区は、ロータリーの理念に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を、この要領記載の手続きにより募集選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

### ■ 奨学金の種類と内容

奨学生の種類	制度の内容の概要	募集人数
1 学年度奨学金	授与する奨学金の上限額は、20,000米ドルです。外国語の勉強ではなく、1学年（9ヵ月間）学ぶ正規の学生。2016年7月1日から2017年6月30日までの新学期から大学・大学院で就学を開始する者。	1名

### ■ 応募資格

1. 地区で実施する地区奨学生選考会（2016年5月初旬）までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 応募者は奨学金支給期間の始まる前に、大学での2年間の勉強を終了したか、高校卒業後2年間職業に就いた経験のある人、学業優秀で、かつ留学先国の言語に通じ（英語圏についてはTOEFLがiBT94、CBT240、PBT587以上）学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（合計3回）や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
7. ロータリークラブの会員（退会後3年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（配偶者、養子を含む）は応募できません。
8. 奨学金支給年度以前に12ヵ月以上留学したことのある国や地域の教育機関で学ぶことはできません。

### ■ 奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも10回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、学友会運営に携わらなくてはなりません。

6. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。

## ■ 応募手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる応募書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ3月31日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、応募書類は返還いたしません。
2. 選考受験票はR I 第2790地区ガバナー事務所HP からダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合があります。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
  - a. クラブ応募締切：2016年3月31日
  - b. 地区応募締切：2016年4月10日
  - c. 地区奨学生選考会：2016年4月17日 日曜日 会場：未定  
※選考結果は推薦クラブと本人宛に郵便にて発送します。
  - d. 合格者説明会：2016年6月19日 日曜日 会場：未定  
※当日は第1回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。
  - e. 第2回オリエンテーション：2016年7月未定 ○曜日 会場：未定
  - f. 第3回オリエンテーション：2016年8月未定 ○曜日 会場：未定
5. 合格者説明会・出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

## ■ 提出書類

	書 類	記入言語	部 数	備 考
1	2016-17年度 地区補助金奨学生受験票	日本語	1部	所定の受験票使用。要写真添付。 4月30日郵送必着のこと
2	公的な語学試験のスコア	日本語又は英語	1部	英語はTOEFLが望ましい。
3	推薦状	日本語	各1部	教師又は適切な雇用主/上司2名からの推薦が必要。書式自由。要厳封。
4	小論文（2種類）	外国語及び日本語	各1部	1：申請理由、選考分野及びそれがロータリーにどのように貢献するか、帰国後のキャリア計画、留学先機関の選択理由（A4版2P以内） 2：ボランティア活動、主な関心ごとや活動（スピーチ、社会奉仕活動など。）（A4版1P以内）
5	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	高校卒業後に就学したすべての教育機関の成績証明の原本

※ 外国語は、申請者が希望する留学国の使用言語を指します。

※ ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP (<http://www.rotary.org/>) をご参考下さい。

## ■ 不明点紹介先及び申請書類送付先

国際ロータリー第2790地区  
ロータリー財団委員会  
委員長 宇佐見 透 様



## 国際ロータリー第2790地区 地区補助金奨学生 申請書

2016-17年度 派遣奨学生用

国際ロータリー第2790地区の地区補助金奨学生募集要項を承諾の上、次の通り申し込みします。

### ■ 応募者の情報

氏名	Name
研究テーマ (Subject) :	

### ■ 留学先に関する情報 留学で選考する過程について、以下の情報をご記入ください。

教育機関 (現地表記) Name of institution			
所在地 (都市) City		国 Country	
授業で使用される言語 Language(s) of instruction		専攻課程 Course of study	
ウェブサイト Website		留学開始/ 終了予定日 Dates of study	

### ■ 受講するクラスのリスト (必ず記入して下さい) とその課程の関連情報が掲載されたウェブサイト (現地表記)

(List the classes you plan to take and any relevant links to information about the program.)			
List the classes		relevant links	

### ■ 過去の経験 あなたが受けた教育・職業・ボランティアの経験は、選んだ留学先とどのように関連していますか。 (How does your educational, professional, or volunteer experience align with Rotary's goals in the selected area of focus?)

### ■ 留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか。

(What are your plans immediately after the scholarship period?)

### ■ あなたの将来の仕事の長期的目標はどのようなものですか。

(How do your long-term professional goals align with Rotary's goals?)

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会  
委員長 宇佐見 透 様



**国際ロータリー第2790地区  
地区補助金奨学生 推薦書兼受験票**

2016-17年度 派遣奨学生用

■ **推薦ロータリークラブ**

ロータリークラブは、2016年 月 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

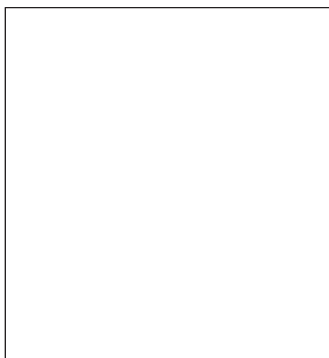
2016年 月 日

ロータリークラブ

幹事名

幹事署名

■ **受験票**



顔写真を貼付してください。  
写真のサイズは指定しません。

フリガナ

氏名 (男・女)

生年月日(西暦) 年 月 日生 歳

現住所 〒

Tel・Fax

e-mail

在籍学校名  
又は勤務先

同上電話番号

■ **家族データ等**

本籍

家族住所 〒

家族 (死亡の場合は、その年月日及び生前について記入)

氏名	続柄	職業又は学校(出来るだけ詳しく)
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____





## 国際ロータリー第2790地区 グローバル補助金奨学生 募集要項

2016－17年度 派遣奨学生用

国際ロータリー第2790地区では、2016－17年度に派遣するグローバル補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

### ■ 目的

国際ロータリー(R I)第2790地区は、ロータリー財団が定めた6つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルの研究目標もそれに沿ったものであり、海外の大学院で勉学する意欲ある留学生を支援するため、以下の要項を定めます。

### ■ 条件

- ① 申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。
- ② 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内に無ければなりません。
- ③ 重点分野のいずれかに関わるキャリア目標を目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する方でなければなりません。大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。
- ④ 奨学生は、奨学期間中、12ヵ月ごとに中間報告書を提出しなければなりません。奨学期間が終了後2ヵ月以内最終報告書を提出しなければなりません。
- ⑤ 奨学金から75ドル以上の支出をする場合には、領収書を受け取り、報告書に添付しなければなりません。
- ⑥ 奨学期間中、実施国側提唱者(留学先の地区またはロータリークラブ)の求めによって、卓話(クラブの例会において30分程度のスピーチをする)をしたり、各種の行事に招かれた場合には、それに参加していただきます。
- ⑦ 奨学金機関が終了後には、推薦したクラブや地区から求めがあった場合、卓話や各種の行事に参加していただきます。学友会の活動にも参加していただきます。

### ■ 奨学金の内容

グローバル補助金奨学生には、第2790地区のロータリー財団地区財団活動資金から2万米ドルと、国際財団活動資金から同額の上乗せがあり、合計4万ドルが授与されます。この奨学金は、返済の必要はありません。

### ■ 申請の締切日

グローバル補助金奨学生の応募は、随時受け付けています。締め切りはありません。ただし、地区財団活動資金の予算の都合上、そのロータリー年度(毎年7月1日～翌年6月30日)の予算がなくなった場合には、翌ロータリー年度の扱いになります。

留学してからの受け付けはされません。

申請から決定まで、通常半年間程かかります。十分な余裕をもって申請してください。

### ■ 推薦クラブ

奨学金に関しては留学先のカウンセラーも必須条件であるため、まずは世話クラブを探してください。当2790地区は千葉県下に84ロータリークラブがあります。自分の出身地か大学の最寄りのロータリークラブをインターネットで探し、受け入れてくれるロータリークラブが決まってから、ロータリークラブの担当者の指示で手続きを始めてください。世話クラブは貴方の奨学金を申請から留学終了までサポートして頂けます。

### ■ 就学期間と学業レベル

大学院レベルで、1～4学業年度です。

### ■ 申請から留学終了までの手続

- ① ロータリークラブ宛に申請書を提出します。
- ② ロータリークラブで推薦、地区ロータリー財団委員会にて面接試験を実施する。
- ③ クラブまたは地区が実施国側提唱者(留学先の地区又はクラブ)をお願いします。

- ④ オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。(地区ロータリー財団委員会で指導します。)
- ⑤ ロータリー財団から質問事項があった場合(ほとんども100%あります)には、これにメールで答えます。
- ⑥ ロータリー財団の承認が得られると奨学生に決定します。決定後2週間程で、地区に奨学金が入金されます。
- ⑦ 地区ロータリー財団委員会で、3回のオリエンテーションを実施します。
- ⑧ オリエンテーション終了後、資金を指定の口座に振込みします。
- ⑨ 留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出します。留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出します。

## ■ 応募の際に提出する書類

- ① グローバル補助金奨学生の参加申請書
- ② 入学を証明するもの(申請書提出段階で、大学から入学許可を得ていなければなりません)。

## ■ グローバル補助金奨学生の参加申請書に記載されている次の各項目を承諾していただきます。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を受け取りました。また、奨学金ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1)ロータリアン、2)クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3)前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみ発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル(またはこれと同等の)プログラムのみ支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせておきます。
10. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12ヵ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する1ヵ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー(RI)、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
  - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
  - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、

肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。

- 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R I とロータリー財団に負わせることはありません。
  - 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。
16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R I とロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、R I /ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはR I /ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、R I /ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、R I /ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。
- 250,000米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）
  - 50,000米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
  - 10,000米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
  - 20,000米ドル（またはその相当額）：遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

**要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。**

私は、R I /ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、R I /ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。R I /ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、R I、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合、（b）私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地

区およびロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。

22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。

23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。

24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所 (Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所 (Federal District Court for the Northern District of Illinois) で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。



**国際ロータリー第2790地区  
グローバル補助金奨学生参加申請書**

2016-17年度 派遣奨学生用

私は、国際ロータリー第2790地区のグローバル補助金奨学生募集要項を了解して、次の通り参加を申し込みします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ロータリークラブ

会長 \_\_\_\_\_ 殿

住 所 〒 \_\_\_\_\_

申請者署名 \_\_\_\_\_

■ 申請者の情報

性		名	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
住所	〒 _____		
本籍			
Email			
連絡先電話			
国籍			

■ 緊急連絡先

性		名	
留学生との続柄			
住所	〒 _____		
Email			
連絡先電話			
旅行保険会社	留学が決定してからで結構です。		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

■ 語学能力と学歴

話すことのできる言語(母国語を含む)と、その語学レベル(母国語の能力は記入不要)

言語	レベル

学歴について、最近のものを2つご記入ください。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位と取得日

### ■留学機関と成功課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

### ■重点分野と目標

重点分野(該当するものの前の□を☑又は■にしてください。)

<input type="checkbox"/> 平和と紛争予防/紛争解決	<input type="checkbox"/> 疾病予防と治療	<input type="checkbox"/> 水と衛生
<input type="checkbox"/> 母子の健康	<input type="checkbox"/> 基本的教育と識字率向上	<input type="checkbox"/> 経済と地域社会の発展

専攻課程が、選択した重点分野の「目的と目標」とどのように関連するものであるかを説明してください。各重点分野の「目的と目標」は以下のページに記載されています。お問い合わせ頂ければ、メールにて送信します。

<https://www.rotary.org/myrotary/ja/learning-reference/about-rotary/areas-focus>

--

受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述してください。

--

上に記入した教育機関の専攻課程に興味を持つきっかけとなったのは、過去のどのような教育または経験ですか。説明してください。

--

### ■成果の持続と測定可能性

学業面と職業面での目標を記述し、これらの目標を達成する上で、上記の専攻課程がどのように役立つかを説明してください。

--

留学中または留学後に地域社会のどのようなニーズに取り組む予定ですか。またそのニーズに長期的に取り組むために、研究で学んだことをどのように生かしていきますか。

--

私は、本申請書に以下の書類（電子ファイル）を添付します。

- 入学許可を証明するものの写し

## ■同意

私は、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、ロータリー財団が以下に記載された通り奨学金を私に授与することに同意したことを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を了解し、またこれに同意します。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を受け取りました。また、奨学金、ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1)ロータリアン、2)クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3)前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル（またはこれと同等の）プログラムのみには支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせておきます。
10. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12ヵ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する1ヵ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー（R I）、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
  - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
  - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
  - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R Iとロータリー財団に負わせることはありません。

- 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。
16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、R I とロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、R I /ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはR I /ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、R I /ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、R I /ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。
17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。
- 250,000米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）
  - 50,000米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
  - 10,000米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
  - 20,000米ドル（またはその相当額）：遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

**要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。**

私は、R I /ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、R I /ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。R I /ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、R I、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合、（b）私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地



下記の項目を確認し、□を☑にしてください。

- 私は、グローバル補助金と地区補助金の授与と受諾の条件、および本補助金への私の参加に関する上記の条件を読了し、これに同意します。
- 私は、奨学金支給期間中、海外渡航の際の医療上の条件と奨学金留学の条件をすべて満たすことに同意します。
- 私は、奨学金の同意書に記載されている通りに、海外渡航中の医療・損害保険に加入することが義務づけられており、この保険の情報を上記緊急連絡先の欄に記入しなければならないことを了解しています。さらに、この保険は、奨学金支給期間中に私が訪問するすべての国において有効でなければならないことを了解しています。
- 私は、国際ロータリーおよびロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。
- 私は、本補助金への私の参加に関連し、ロータリー財団に対して一切法的責任を負わせることはありません。

私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第2790地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名(アルファレット活字体で)	
署名(必須)	
日付	

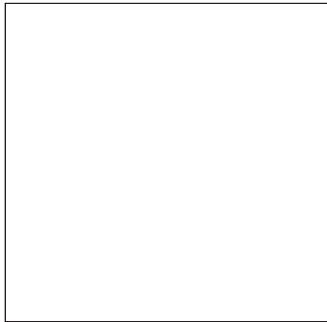
国際ロータリー第2790地区  
ロータリー財団委員会  
委員長 宇佐見 透 様



国際ロータリー第2790地区  
グローバル補助金奨学生 受験票

2016-17年度 派遣奨学生用

■ 受験票



顔写真を貼付してください。  
写真のサイズは指定しません。

フリガナ

氏 名 (男・女)

生年月日(西暦) 年 月 日生 歳

現住所 〒

Tel・Fax

e-mail

在籍学校名  
又は勤務先

同上電話番号

■ 家族データ等

本 籍

家族住所 〒

家族 (死亡の場合はその年月日及び生前について記入)

氏名	続柄	職業又は学校(出来るだけ詳しく)

■ 留学機関と成功課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■ **学 歴** (高等学校卒業以降、専攻学科含む)

---

---

---

---

---

■ **職 歴**

---

---

---

---

---

■ **海外滞在経験** (10歳以降の海外生活。留学の場所ごとの始期・終期)

---

---

---

---

---

